

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月15日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資） 野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資） 2兆円を上限とします。 野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

（「野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）」を「世界金融株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）」を「世界半導体株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）」を「世界資源株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）」を「世界ヘルスケア株投資」、「野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）」を「マネープール・ファンド」という場合があります。

なお、これらを総称して「野村世界業種別投資シリーズ」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

（７）【申込期間】

2020年9月16日から2021年9月22日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセット

マネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。（原則として、お買付け後のコース変更はできません。）

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。）

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます）の受付を取り消す場合があります。

スイッチング

「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する各ファンド間で乗換え（以下「スイッチング」といいます。）ができます。

スイッチングとは、「野村世界業種別投資シリーズ」を構成するファンドをご換金した場合の手取金

をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、「野村世界業種別投資シリーズ」を構成するファンドの全額をご換金した場合の手取金の全額をもって「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第2部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

申込不可日

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日が、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休場日と同日付の場合。

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村世界業種別投資シリーズ」は、5本（4本の業種別ファンドと「マネープール・ファンド」）のスイッチングの可能なファンドから構成されています。

<4本の業種別ファンド>

株式への投資により、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行ないます。

<マネープール・ファンド>

円建ての短期有価証券を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

「マネープール・ファンド」は、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

世界半導体株投資は、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。

世界半導体株投資が投資対象とする世界各国の半導体関連企業の株式市場には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在すると考えられます。

投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき6,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

- （野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資））
- （野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資））
- （野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資））
- （野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	あり ()
債券	年6回 (隔月)	欧州	
一般			
公債	年12回 (毎月)	アジア	
社債		オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ	
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(野村世界業種別投資シリーズ (マネープール・ファンド))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回		
	年4回	日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	欧州	
不動産投信	日々	アジア	
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	オセアニア	
資産複合 ()		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。

- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

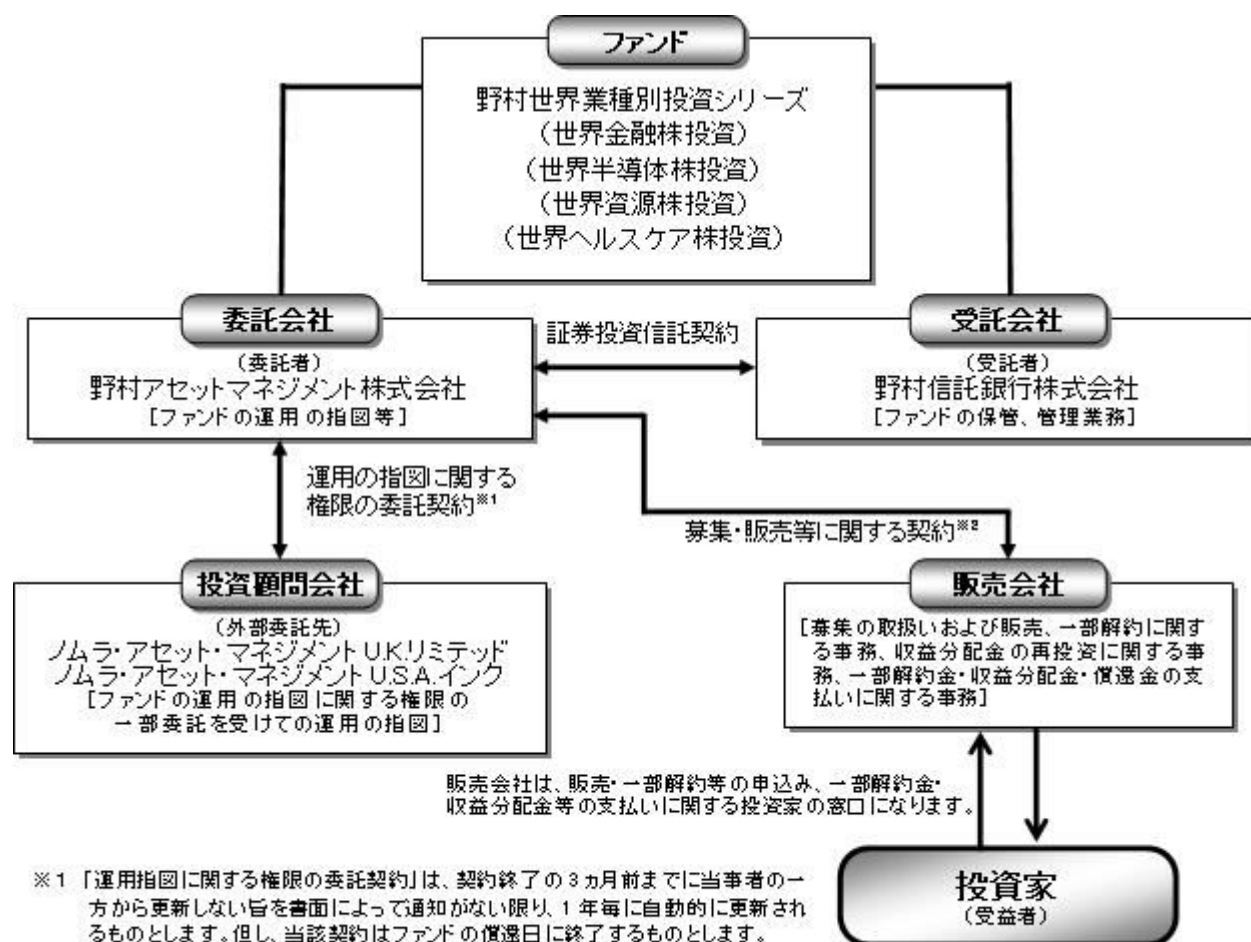
- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年8月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

<各ファンド(「マネープール・ファンド」を除く)>

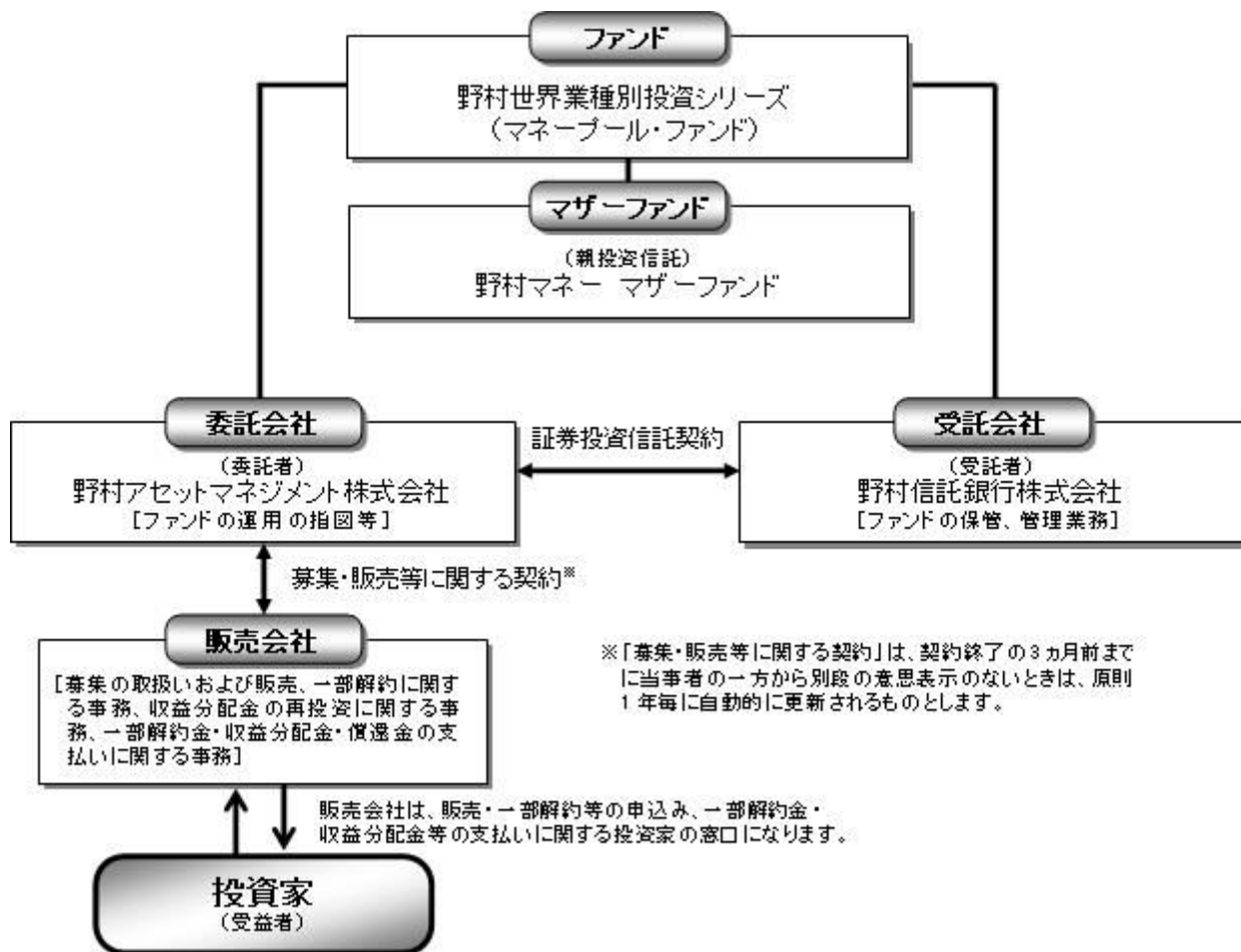


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

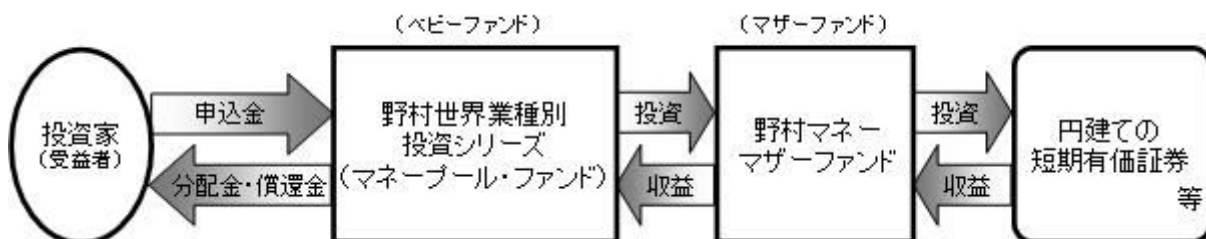
* 2021年1月4日にノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクへの運用の指図に関する権限の委託を解除することを予定しています。なお、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドには、引き続き、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

<マネープール・ファンド>



《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



- * マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要」をご参照ください。
- * 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。
- * ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

■ 委託会社の概況(2020年7月末現在) ■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額
17,180百万円
- ・ 会社の沿革
1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）■

<世界金融株投資>

株式への投資にあたっては、世界各国の金融株を中心に、各国・地域のマクロ経済見通し等を考慮しつつ、利益構造、財務内容などの観点から個別銘柄のファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

*ファンドは、日本を含む世界各国の金融株を主要投資対象としますが、日本において「証券業」を行なう上場会社の数が少ないこと、およびその中でも委託会社の親会社である「野村ホールディングス株式会社」が発行する普通株式の時価総額が相対的に大きいことを勘案して、「野村ホールディングス株式会社」が発行する普通株式の当ファンドにおける株式ポートフォリオ内の時価総額比率が、ベンチマークであるMSCI All Country World Financialsにおける当該会社株式が占める比率と原則として概ね同じ比率となるよう投資を行なうことを基本とします。

ファンドは、MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

<世界半導体株投資>

株式への投資にあたっては、世界各国の半導体関連企業の株式を中心に、各国・地域のマクロ投資環境見通しを考慮しつつ、技術力、価格決定力、利益構造、財務内容などの観点からファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

ファンドは、MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

<世界資源株投資>

株式への投資にあたっては、世界各国の資源関連企業の株式を中心に、世界全体のマクロ経済見通し等を考慮しつつ、地理的・地質学的条件、生産コスト、価格決定力、利益構造、財務内容などの観点からファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

ファンドは、MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

<世界ヘルスケア株投資>

株式への投資にあたっては、世界各国のヘルスケア関連企業の株式を中心に、各国の医療制度・技術の進展動向等を考慮しつつ、成長性、利益構造、財務内容などの観点からファンダメンタルズ分析を行ない、組入銘柄を決定します。

ファンドは、MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・円換算ベース）をベンチマークとします。

MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・円換算ベース）は、MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

■MSCI指数の著作権等について■

MSCI All Country World Financials（税引後配当込み・ドルベース）、MSCI All Country World Semiconductors & Semiconductor Equipment（税引後配当込み・ドルベース）、MSCI All Country World Energy & Materials（税引後配当込み・ドルベース）、MSCI All Country World Health Care（税引後配当込み・ドルベース）は、MSCIが開発した指数で、同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。ただし、現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げることがあります。

○外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

○運用にあたっては、「ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド」および「ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク」に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

運用にあたっては、「ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）」および「ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.）」に、以下に関する権限の一部を委託します。

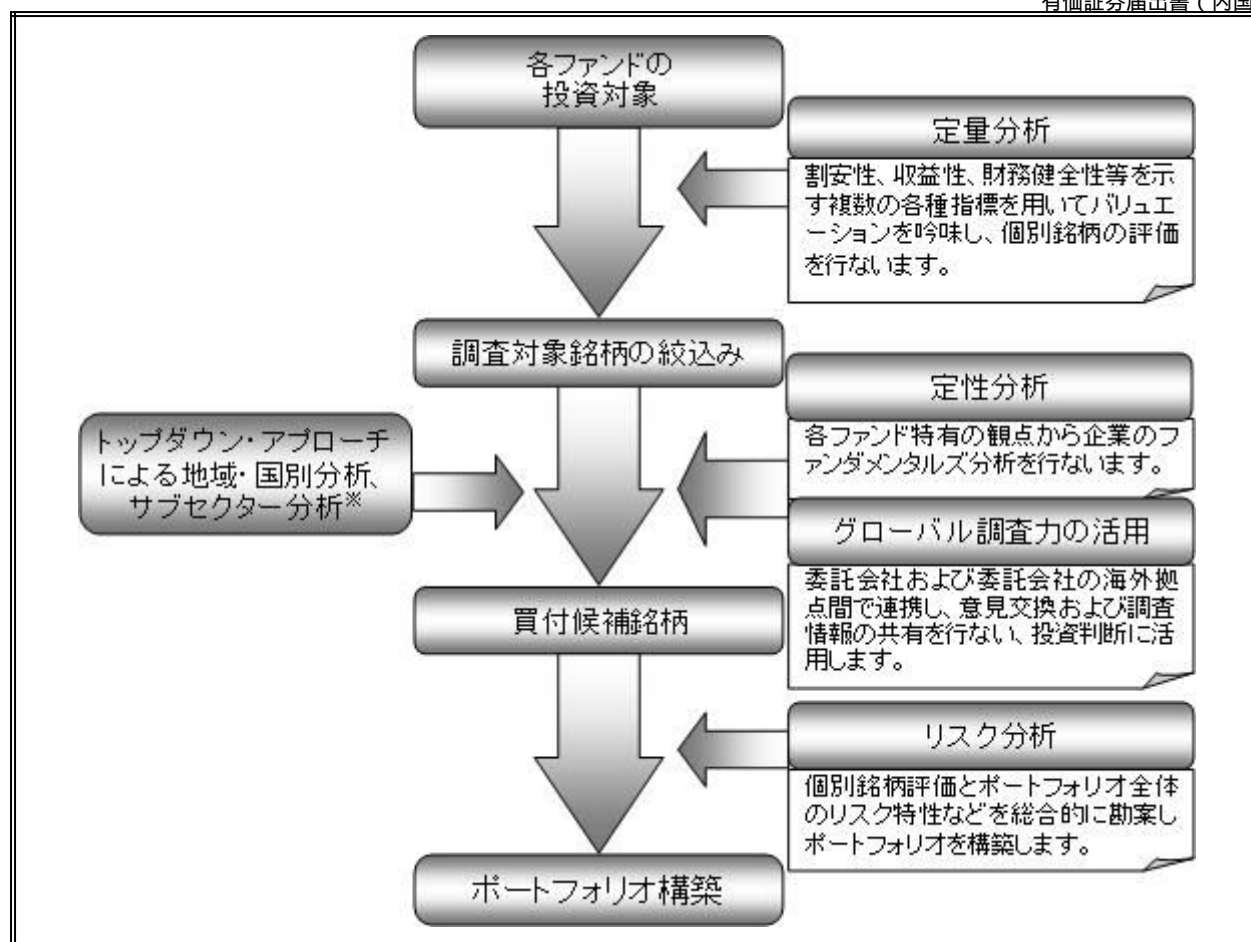
委託する範囲	株式等の運用	
委託先名称 （投資顧問会社）	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED （ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド）	NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. （ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク）
委託先所在地	英国ロンドン市	米国ニューヨーク州ニューヨーク市

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

運用にあたって、委託会社およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクは、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドより、情報の提供およびアドバイスを受けます。

* 2021年1月4日にノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクへの運用の指図に関する権限の委託を解除することを予定しています。なお、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドには、引き続き、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

■ポートフォリオ構築プロセス■



「トップダウン・アプローチによる地域・国別分析、サブセクター分析」については、各ファンドごとに下記の観点により行ないます。

世界金融株投資	世界半導体株投資	世界資源株投資	世界ヘルスケア株投資
各国・地域のマクロ経済見通し、金融政策見通し、各サブセクター ^{*1} を取り巻く規制環境、事業環境などを考慮します。	各種半導体製品、製造装置など分野別にみた需給見通しや半導体製品の最終的な需要先の事業環境に加え、各国・地域のマクロ投資環境、株式市場見通しなどを考慮します。	世界全体のマクロ経済見通し、新興国の需要見通し、商品市況動向、各サブセクター ^{*2} を取り巻く規制環境、事業環境などを考慮します。	各国の医療制度、医療技術の進展動向、各サブセクター ^{*3} を取り巻く規制環境、事業環境などを考慮します。
*1 商業銀行、各種金融サービス、資本市場（投資銀行等）、保険など	-	*2 石油・ガス・消耗燃料、化学、金属・鉱業など	*3 ヘルスケア機器・用品、医薬品、バイオテクノロジーなど

* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

■ マネープール・ファンド ■

< マネープール・ファンド >

「野村マネー マザーファンド」受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

■各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）■

世界金融株投資	世界各国の金融株 ¹ を主要投資対象とします。なお、優先株等普通株以外の株式、または当該企業に出資をするために発行されるその他の有価証券に投資を行なう場合があります。
世界半導体株投資	世界各国の半導体関連企業の株式 ² を主要投資対象とします。
世界資源株投資	世界各国の資源関連企業の株式 ³ を主要投資対象とします。
世界ヘルスケア株投資	世界各国のヘルスケア関連企業の株式 ⁴ を主要投資対象とします。

1 「世界金融株投資」において金融株とは、銀行、各種金融サービス、保険等の企業の株式を指します。

2 「世界半導体株投資」において半導体関連企業の株式とは、半導体、半導体関連製品および半導体製造装置の製造・販売を行なっている企業の株式を指します。

3 「世界資源株投資」において資源関連企業の株式とは、資源およびエネルギーの開発、加工、販売および関連するサービスなどを提供する企業の株式を指します。

4 「世界ヘルスケア株投資」においてヘルスケア関連企業の株式とは、医薬品、バイオテクノロジーの研究、開発、製造に関連する企業や、医療用機器・器具等の製造、医療・介護サービスなどの提供を行なっている企業の株式を指します。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

■マネープール・ファンド■

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、公社債等に直接投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資対象について、詳しくは「(参考)マザーファンドの概要」をご覧ください。

<世界金融株投資>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと

類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号に掲げるものまたは本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号の証券または証書のうち第5号の証券の性質を有するものならびに第13号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記 第12号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの
10. 金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利であって、流動性のある前各号以外のもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

<「世界半導体株投資」、「世界資源株投資」、「世界ヘルスケア株投資」に共通>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項

の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

<マネー・プール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。）

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

（参考）マザーファンドの概要

「野村マネー マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を

図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

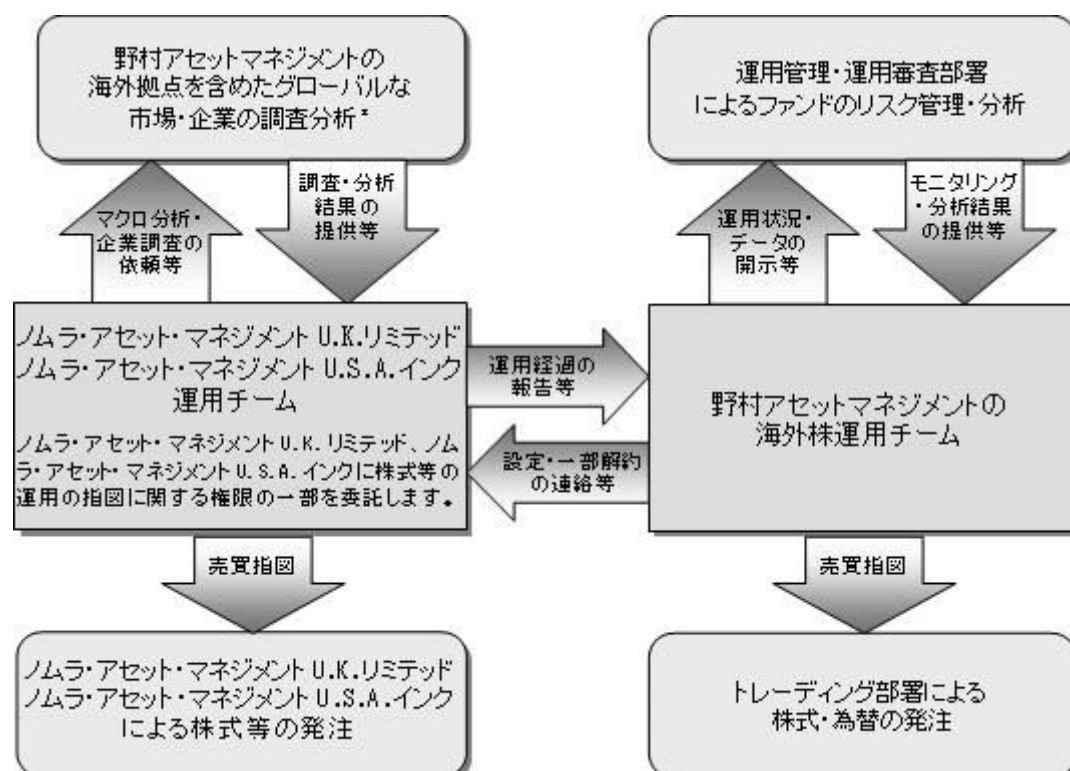
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

<各ファンド（マネーブル・ファンドを除く）>



運用にあたって、委託会社およびノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクは、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドより、情報の提供およびアドバイスを受けます。

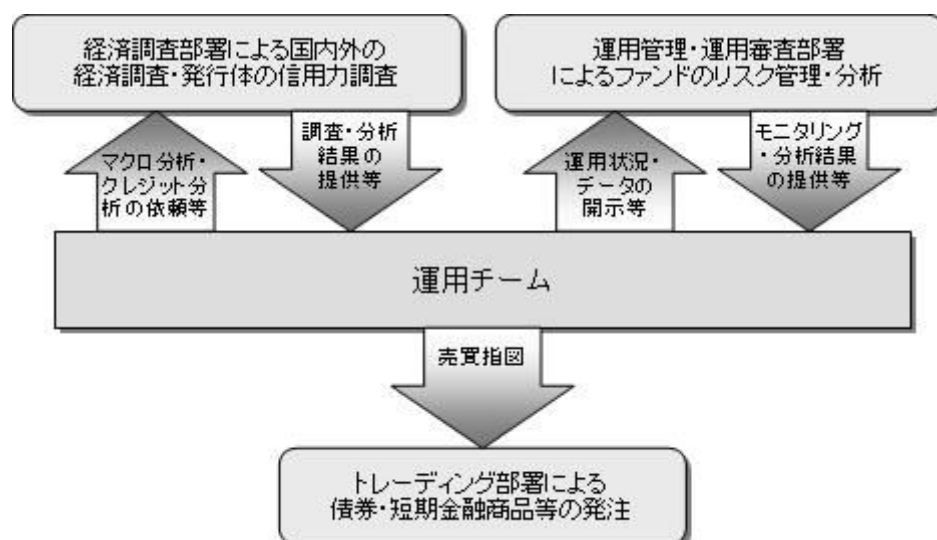
一部の国の株式等の発注は委託会社により行なわれます。

* ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドは、委託会社、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED）およびノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED）より、アジアにおける銘柄の調査・分析結果の提供等を受けます。

* 2021年1月4日にノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクへの運用の指図に関する権限の委託を解除することを予定

しています。なお、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドには、引き続き、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

<マネーボール・ファンド>

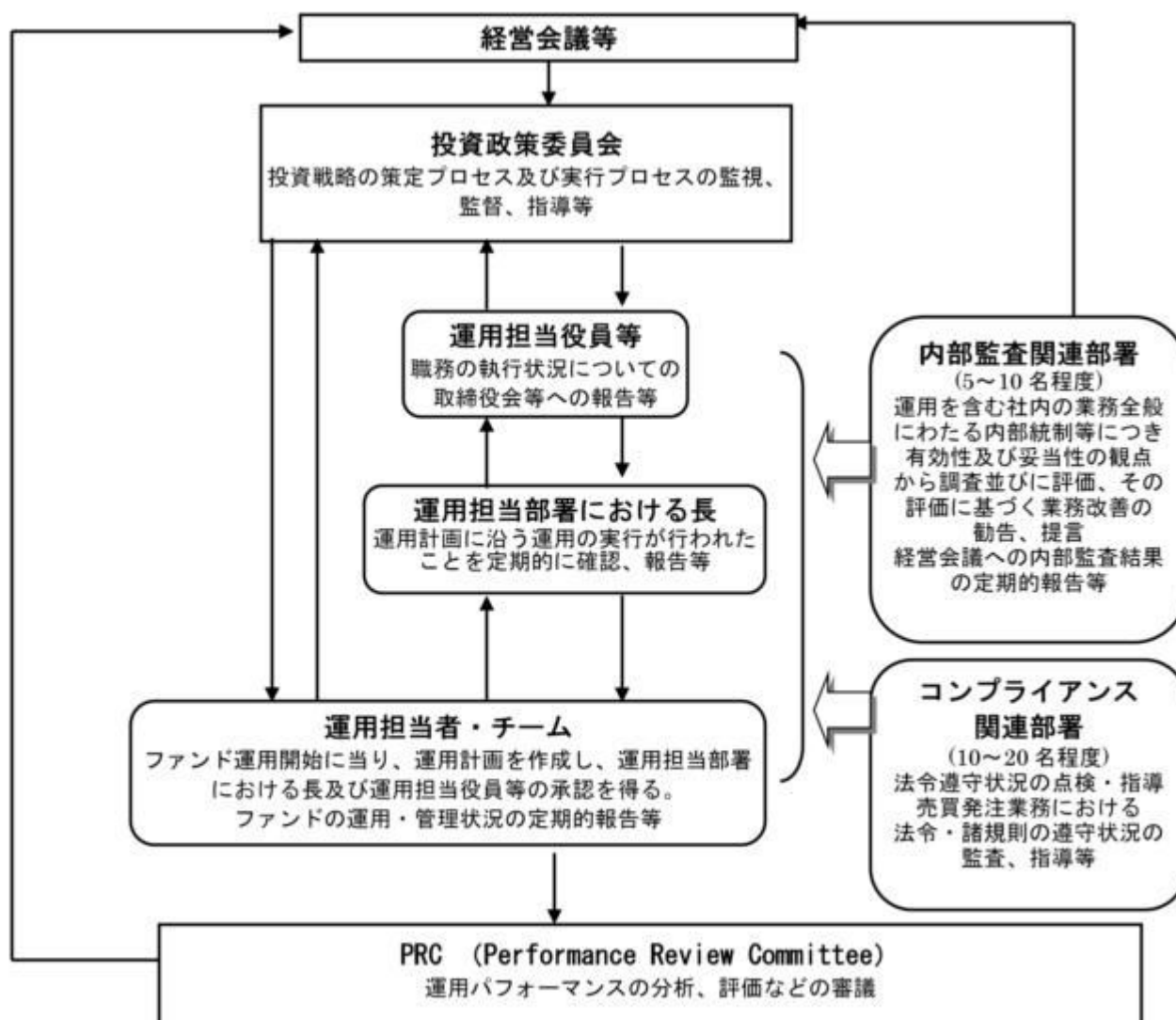


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

＜各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）＞

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

<マネープール・ファンド>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

配当等収益（「マネープール・ファンド」の場合は「利子・配当等収益」）とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年6月28日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

<「世界金融株投資」、「世界資源株投資」、「世界ヘルスケア株投資」に共通>

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図(約款第23条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第20条)

- () 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第22条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第28条)

- () 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第36条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<世界半導体株投資>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図(約款第23条)

- ()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以

下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ ）委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ ）委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金

利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第20条)

- () 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す

る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- () 上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第22条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- () 上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- () 上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- () 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第27条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第28条)

- () 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- () 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第36条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を

通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を越えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象と

する有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記の「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産

に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第25条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第31条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<各ファンド（「マネーボール・ファンド」を除く）>

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。また、ファンドは、特定の業種に絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きと各ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い業種・銘柄に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

[為替変動リスク]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

<マネーボール・ファンド>

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）に関する留意点

- ・世界半導体株投資においては、投資対象とする業種内における銘柄数が少ないため、特定の銘柄の組入比率が高位となる投資を行なうことや、時価総額の小さい銘柄に投資を行なうことがあります。したがって、本来想定される投資価値とは乖離した水準で対象株式が取引され、基準価額が大きく変動する場合があります。
- ・世界半導体株投資の投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、当ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。
- ・ベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

マネープール・ファンドに関する留意点

- ・投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご留意ください。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

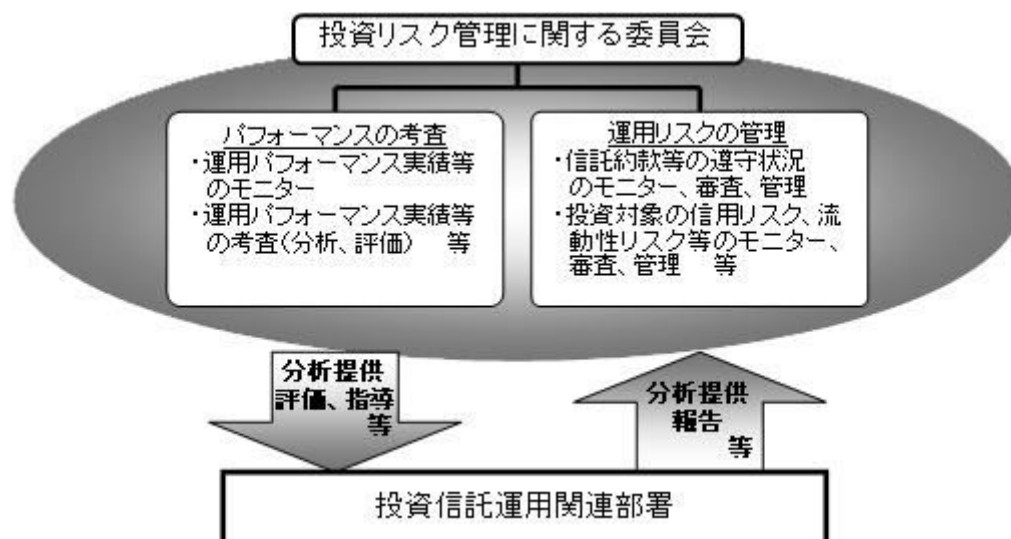
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

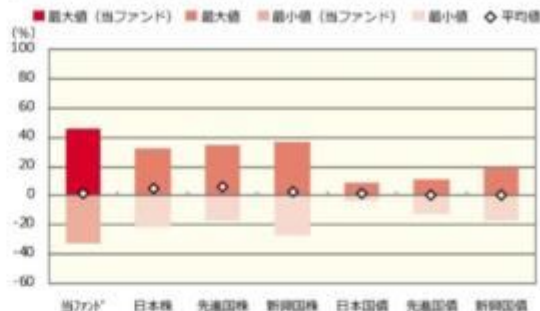
■ リスクの定量的比較 (2015年8月末～2020年7月末：月次)

■ 世界金融株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	46.1	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 32.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.3	4.4	6.5	2.8	1.7	0.7	0.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ 世界半導体株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	56.5	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 19.6	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	15.5	4.4	6.5	2.8	1.7	0.7	0.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

世界資源株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.2	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 36.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	△ 2.8	4.4	6.5	2.8	1.7	0.7	0.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

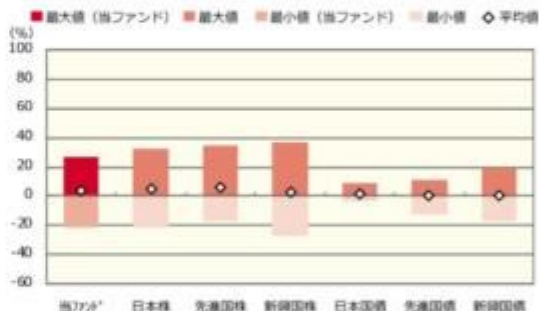
世界ヘルスケア株投資

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.5	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 21.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	3.9	4.4	6.5	2.8	1.7	0.7	0.2

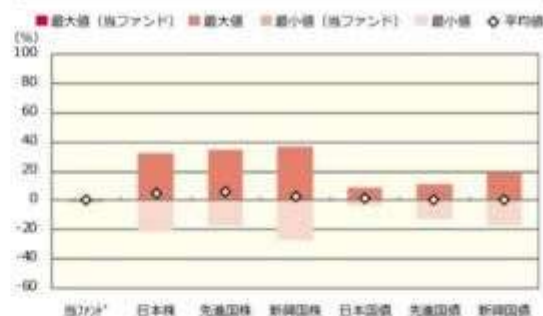
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

マネーボール・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.1	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	0.0	22.0	17.5	27.4	4.0	12.3	17.4
平均値 (%)	0.0	4.4	6.5	2.8	1.7	0.7	0.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所に所有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が所有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の上 J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが所有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA、JP SI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当す

る率)(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

<各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年1.65%(税抜年1.50%)の率を乗じて得た額とし、信託報酬の分配については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

ファンドの 純資産総額	500億円以下 の部分	500億円超 1000億円以下 の部分	1000億円超 の部分
委託会社	年0.715%	年0.725%	年0.735%
販売会社	年0.715%	年0.715%	年0.715%
受託会社	年0.070%	年0.060%	年0.050%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

投資顧問会社が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、各々、次の率を乗じて得た額とします。

委託先	投資顧問会社が受ける報酬率
ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)	年0.359%
ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク (NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.)	年0.036%

* 2021年1月4日にノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクへの運用の指図に関する権限の委託を解除することを予定しています。2021年1月4日以降の運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年0.395%を乗じて得た額とします。

<マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

コールレート	0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率	年0.165% （税抜年0.15%） 以内	年0.33% （税抜年0.30%）	年0.605% （税抜年0.55%）
委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

* 前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記（税抜）の通りとします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

* 2020年9月15日現在の信託報酬率は年0.00121%（税抜年0.0011%）となっております。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。（「マネープール・ファンド」を除く）

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。（マネープール・ファンド）

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、

基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。（「マネープール・ファンド」を除く）

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額につい

ては、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

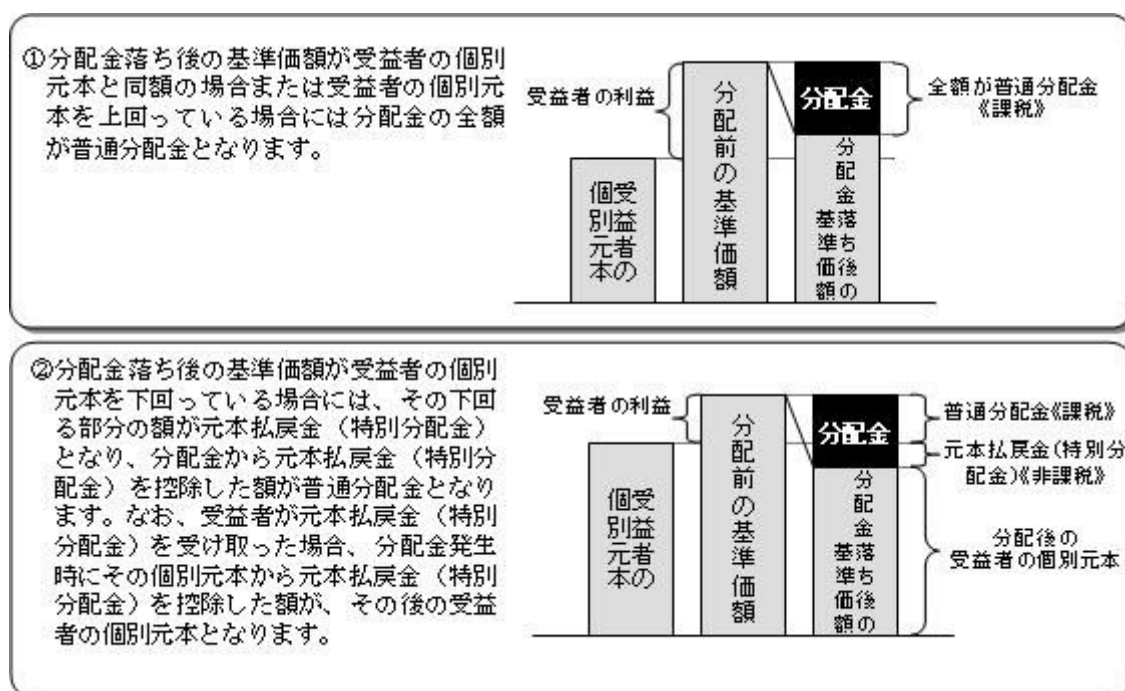
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年7月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	128,274,630	4.57
	アメリカ	1,282,495,883	45.70
	カナダ	221,467,290	7.89
	ブラジル	38,070,587	1.35
	ドイツ	93,158,572	3.32
	イタリア	16,142,293	0.57
	フランス	94,009,932	3.35
	オランダ	40,183,977	1.43
	スペイン	26,484,513	0.94
	オーストリア	20,836,611	0.74
	イギリス	127,120,656	4.53
	スイス	105,128,204	3.74
	スウェーデン	21,686,919	0.77
	オーストラリア	78,415,743	2.79
	香港	267,602,130	9.53
	シンガポール	36,047,253	1.28
	インドネシア	25,527,888	0.90
	韓国	30,319,942	1.08
	台湾	25,389,208	0.90
	インド	43,322,136	1.54
	南アフリカ	18,601,246	0.66
	小計	2,740,285,613	97.66
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	65,583,710	2.33
合計（純資産総額）		2,805,869,323	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	397,440,000	2.16
	アメリカ	11,967,685,475	65.04
	ドイツ	422,801,075	2.29
	オランダ	1,555,029,401	8.45
	韓国	375,845,448	2.04
	台湾	3,511,875,920	19.08
	小計	18,230,677,319	99.09
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	167,312,551	0.90
合計（純資産総額）		18,397,989,870	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	63,077,590	8.72
	アメリカ	258,945,340	35.82
	カナダ	98,247,746	13.59
	ドイツ	25,716,541	3.55
	イタリア	15,719,322	2.17
	フランス	24,138,618	3.33
	ベルギー	20,426,895	2.82
	アイルランド	24,803,884	3.43
	イギリス	110,625,511	15.30
	オーストラリア	42,995,763	5.94
	香港	12,261,915	1.69
	韓国	9,655,008	1.33
	南アフリカ	13,152,037	1.81
	小計	719,766,170	99.58
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,021,655	0.41
合計（純資産総額）		722,787,825	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	20,945,400	2.22
	アメリカ	675,881,772	71.65
	ドイツ	23,827,448	2.52
	フランス	26,127,298	2.76
	イギリス	61,219,704	6.49

	スイス	66,774,394	7.07
	デンマーク	23,619,923	2.50
	小計	898,395,939	95.24
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	44,887,142	4.75
合計（純資産総額）		943,283,081	100.00

野村世界業種別投資シリーズ（マネーブル・ファンド）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	124,322,571	99.79
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	249,345	0.20
合計（純資産総額）		124,571,916	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	791,076,973	25.65
特殊債券	日本	802,302,502	26.01
社債券	日本	571,568,738	18.53
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	918,622,301	29.79
合計（純資産総額）		3,083,570,514	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	14,089	9,684.91	136,450,753	10,148.29	142,979,286	5.09
2	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	47,981	2,421.49	116,185,512	2,598.26	124,667,305	4.44
3	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融 サービス	5,900	18,343.70	108,227,842	20,323.78	119,910,302	4.27
4	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	95,000	1,000.35	95,033,250	956.47	90,865,125	3.23
5	アメリカ	株式	CITIGROUP	銀行	16,646	5,186.06	86,327,288	5,321.00	88,573,399	3.15
6	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	銀行	30,419	2,650.56	80,627,506	2,578.38	78,432,045	2.79
7	ドイツ	株式	ALLIANZ SE-REG	保険	3,420	22,095.13	75,565,378	21,926.32	74,988,025	2.67
8	カナダ	株式	TORONTO DOMINION BANK	銀行	15,044	4,632.30	69,688,357	4,665.79	70,192,157	2.50
9	アメリカ	株式	MARSH & MCLENNAN COS	保険	5,600	10,956.85	61,358,360	12,207.86	68,364,050	2.43
10	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	60,000	1,057.72	63,463,500	1,115.77	66,946,500	2.38

11	アメリカ	株式	BLACKROCK INC	資本市場	1,000	55,945.31	55,945,310	59,945.21	59,945,214	2.13
12	カナダ	株式	ROYAL BANK OF CANADA	銀行	8,058	7,102.65	57,233,202	7,261.53	58,513,418	2.08
13	オーストラリア	株式	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	銀行	10,248	5,220.87	53,503,577	5,518.59	56,554,524	2.01
14	フランス	株式	AXA	保険	25,939	2,299.63	59,650,163	2,136.77	55,425,775	1.97
15	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	674,000	83.29	56,140,830	77.89	52,501,230	1.87
16	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	資本市場	1,400	33,639.36	47,095,104	36,857.90	51,601,063	1.83
17	アメリカ	株式	TRAVELERS COS INC/THE	保険	3,889	11,610.59	45,153,623	12,126.27	47,159,095	1.68
18	アメリカ	株式	CME GROUP INC	資本市場	2,700	16,992.27	45,879,129	17,060.26	46,062,702	1.64
19	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	16,969	2,494.78	42,333,980	2,553.01	43,322,136	1.54
20	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	54,435	747.26	40,677,240	738.20	40,183,977	1.43
21	アメリカ	株式	CHUBB LTD	保険	2,900	12,966.21	37,602,026	13,598.00	39,434,200	1.40
22	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	82,451	521.39	42,989,787	476.18	39,262,119	1.39
23	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA - PREF	銀行	80,190	419.59	33,647,178	474.75	38,070,587	1.35
24	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	13,300	3,011.00	40,046,300	2,800.00	37,240,000	1.32
25	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	94,500	422.50	39,926,250	393.20	37,157,400	1.32
26	シンガポール	株式	DBS GROUP HLDGS	銀行	23,900	1,588.35	37,961,751	1,508.25	36,047,253	1.28
27	カナダ	株式	NATIONAL BANK OF CANADA	銀行	7,200	4,683.70	33,722,663	4,976.53	35,831,030	1.27
28	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	561,000	64.26	36,049,860	62.77	35,216,775	1.25
29	アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP	資本市場	1,657	19,789.27	32,790,828	20,870.83	34,582,979	1.23
30	アメリカ	株式	TRUIST FINANCIAL CORP	銀行	8,863	3,760.36	33,328,159	3,895.30	34,524,079	1.23

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	銀行業	2.65
		証券、商品先物取引業	0.24
		保険業	1.67
	国外	銀行	43.96
		各種金融サービス	4.27
		保険	27.07
		貯蓄・抵当・不動産金融	1.54
		消費者金融	0.79
		資本市場	15.43
合 計			97.66

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
----	--------	----	-----	----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	2,273,000	1,130.30	2,569,171,900	1,545.04	3,511,875,920	19.08
2	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	54,300	38,304.52	2,079,935,436	44,408.97	2,411,407,397	13.10
3	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	400,645	6,014.49	2,409,679,352	5,019.75	2,011,139,341	10.93
4	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	41,331	40,218.11	1,662,255,117	37,623.80	1,555,029,401	8.45
5	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	42,723	32,155.08	1,373,761,739	32,645.65	1,394,720,532	7.58
6	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	95,853	12,904.50	1,236,935,231	13,481.89	1,292,279,986	7.02
7	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	80,200	9,206.89	738,392,739	11,212.07	899,208,335	4.88
8	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS	半導体・半導体製造装置	94,077	6,106.54	574,485,717	6,738.33	633,922,060	3.44
9	アメリカ	株式	ANALOG DEVICES INC	半導体・半導体製造装置	49,182	12,329.20	606,374,812	12,164.97	598,298,046	3.25
10	アメリカ	株式	LAM RESEARCH	半導体・半導体製造装置	14,191	31,643.59	449,054,214	39,595.28	561,896,675	3.05
11	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	104,177	5,072.05	528,391,369	5,307.40	552,909,426	3.00
12	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	63,300	5,240.46	331,721,118	8,179.72	517,776,276	2.81
13	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	162,428	2,550.87	414,332,956	2,603.00	422,801,075	2.29
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	13,800	26,075.00	359,835,000	28,800.00	397,440,000	2.16
15	アメリカ	株式	KLA CORP	半導体・半導体製造装置	18,200	19,829.02	360,888,200	20,700.34	376,746,188	2.04
16	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	50,070	7,444.80	372,761,136	7,506.40	375,845,448	2.04
17	アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	26,000	11,312.49	294,124,740	12,261.21	318,791,512	1.73
18	アメリカ	株式	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	半導体・半導体製造装置	28,400	6,192.32	175,861,888	7,218.44	205,003,866	1.11
19	アメリカ	株式	MICROCHIP TECHNOLOGY	半導体・半導体製造装置	18,100	10,465.23	189,420,663	10,695.35	193,585,835	1.05

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	2.16
	国外	半導体・半導体製造装置	96.93
合 計			99.09

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	4,950	9,043.71	44,766,394	9,023.84	44,668,018	6.17
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	7,843	4,562.65	35,784,879	4,379.60	34,349,218	4.75
3	イギリス	株式	RIO TINTO PLC-REG	金属・鉱業	5,325	6,220.41	33,123,710	6,415.25	34,161,224	4.72
4	オーストラリア	株式	BHP GROUP LIMITED	金属・鉱業	10,634	2,717.08	28,893,518	2,851.24	30,320,161	4.19
5	イギリス	株式	BP PLC	石油・ガス・消耗燃料	67,587	417.94	28,247,423	388.78	26,276,780	3.63
6	フランス	株式	AIR LIQUIDE SA	化学	1,392	15,652.79	21,788,688	17,340.96	24,138,618	3.33
7	ドイツ	株式	BASF SE	化学	3,986	6,044.51	24,093,418	5,913.55	23,571,423	3.26
8	カナダ	株式	ENBRIDGE INC	石油・ガス・消耗燃料	6,800	3,153.36	21,442,856	3,378.43	22,973,354	3.17
9	アメリカ	株式	DUPONT DE NEMOURS INC	化学	4,029	5,378.53	21,670,106	5,623.29	22,656,260	3.13
10	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	石油・ガス・消耗燃料	13,767	1,810.89	24,930,626	1,589.98	21,889,384	3.02
11	アイルランド	株式	LINDE PLC	化学	828	22,765.44	18,849,786	25,359.75	20,997,880	2.90
12	日本	株式	信越化学工業	化学	1,700	12,280.00	20,876,000	12,275.00	20,867,500	2.88
13	ベルギー	株式	UMICORE	化学	3,770	5,146.42	19,402,040	5,418.27	20,426,895	2.82
14	カナダ	株式	TC ENERGY CORP	石油・ガス・消耗燃料	4,000	4,450.84	17,803,367	4,768.59	19,074,369	2.63
15	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	石油・ガス・消耗燃料	4,800	4,220.61	20,258,928	3,937.14	18,898,291	2.61
16	アメリカ	株式	LYONDELLBASELL INDUSTRIAL A	化学	2,600	6,628.50	17,234,105	6,829.33	17,756,268	2.45
17	アメリカ	株式	ALBEMARLE CORP	化学	2,000	7,807.34	15,614,688	8,681.80	17,363,600	2.40
18	カナダ	株式	BARRICK GOLD	金属・鉱業	5,654	2,753.83	15,570,193	2,962.55	16,750,287	2.31
19	アメリカ	株式	NEWMONT CORP	金属・鉱業	2,400	6,206.96	14,896,713	6,868.03	16,483,286	2.28
20	アメリカ	株式	CORTEVA INC	化学	5,529	2,711.23	14,990,402	2,979.00	16,470,935	2.27
21	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	金属・鉱業	6,102	2,524.11	15,402,151	2,584.48	15,770,543	2.18
22	イタリア	株式	ENI SPA	石油・ガス・消耗燃料	16,198	1,042.31	16,883,493	970.44	15,719,322	2.17
23	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	石油・ガス・消耗燃料	8,721	1,735.16	15,132,386	1,697.00	14,799,582	2.04
24	カナダ	株式	NUTRIEN LTD	化学	4,192	3,512.38	14,723,931	3,491.36	14,635,783	2.02
25	アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	石油・ガス・消耗燃料	2,980	5,100.29	15,198,882	4,872.26	14,519,359	2.00
26	日本	株式	E N E O Sホールディングス	石油・石炭製品	37,200	378.30	14,072,760	367.20	13,659,840	1.88
27	南アフリカ	株式	ANGLOGOLD ASHANTI LTD	金属・鉱業	3,591	3,044.87	10,934,146	3,662.49	13,152,037	1.81
28	アメリカ	株式	PHILLIPS 66	石油・ガス・消耗燃料	1,900	7,120.12	13,528,232	6,599.21	12,538,507	1.73

29	イギリス	株式	CRODA INTERNATIONAL PLC	化学	1,608	7,167.85	11,525,903	7,790.78	12,527,580	1.73
30	アメリカ	株式	MARATHON PETROLEUM CORP	石油・ガス・消耗燃料	3,100	3,699.70	11,469,076	3,983.16	12,347,821	1.70

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	化学	5.69
		石油・石炭製品	1.88
		ガラス・土石製品	0.82
		鉄鋼	0.32
	国外	エネルギー設備・サービス	1.49
		石油・ガス・消耗燃料	40.19
		化学	26.65
		建設資材	1.02
		容器・包装	2.56
		金属・鉱業	18.91
合 計			99.58

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	3,911	14,456.80	56,540,580	15,359.46	60,070,864	6.36
2	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス	1,683	30,007.64	50,502,872	31,927.05	53,733,239	5.69
3	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	5,233	7,892.53	41,301,652	8,262.35	43,236,898	4.58
4	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	1,147	38,381.10	44,023,122	37,008.53	42,448,793	4.50
5	アメリカ	株式	AMGEN INC	バイオテクノロジー	1,595	24,355.06	38,846,327	25,746.24	41,065,259	4.35
6	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	9,273	3,367.09	31,223,092	4,052.20	37,576,088	3.98
7	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	医薬品	6,001	6,043.08	36,264,563	6,157.80	36,952,970	3.91
8	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア機器・用品	3,393	9,317.44	31,614,098	10,620.03	36,033,789	3.82
9	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品	2,891	11,616.56	33,583,478	12,007.24	34,712,951	3.68
10	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	ライフサイエンス・ツール / サービス	800	37,192.17	29,753,742	42,944.57	34,355,661	3.64
11	アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・用品	3,100	9,304.70	28,844,600	10,090.76	31,281,362	3.31

12	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	3,093	10,085.39	31,194,135	10,045.78	31,071,610	3.29
13	アメリカ	株式	DANAHER CORP	ヘルスケア機器・用品	1,400	18,045.29	25,263,410	21,143.84	29,601,381	3.13
14	アメリカ	株式	STRYKER CORP	ヘルスケア機器・用品	1,400	18,335.38	25,669,543	20,940.92	29,317,288	3.10
15	アメリカ	株式	BECTON,DICKINSON	ヘルスケア機器・用品	1,000	24,623.78	24,623,781	28,643.66	28,643,664	3.03
16	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品	12,633	2,258.04	28,525,896	2,098.21	26,506,753	2.81
17	フランス	株式	SANOFI	医薬品	2,377	11,319.60	26,906,710	10,991.71	26,127,298	2.76
18	アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1,346	19,337.38	26,028,116	18,667.96	25,127,077	2.66
19	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品	2,767	9,572.11	26,486,055	8,791.32	24,325,601	2.57
20	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	1,500	17,060.12	25,590,181	16,003.80	24,005,700	2.54
21	ドイツ	株式	FRESENIUS SE & CO KGAA	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4,506	5,471.56	24,654,852	5,287.93	23,827,448	2.52
22	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	3,360	7,327.12	24,619,145	7,029.73	23,619,923	2.50
23	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	バイオテクノロジー	3,100	7,814.53	24,225,046	7,565.71	23,453,726	2.48
24	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3,500	6,640.27	23,240,969	6,694.40	23,430,400	2.48
25	アメリカ	株式	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	ヘルスケア機器・用品	1,300	12,085.16	15,710,711	14,466.18	18,806,034	1.99
26	アメリカ	株式	ILLUMINA INC	ライフサイエンス・ツール/サービス	400	37,753.27	15,101,311	40,038.78	16,015,515	1.69
27	アメリカ	株式	DAVITA INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1,600	7,946.46	12,714,339	9,531.15	15,249,843	1.61
28	アメリカ	株式	WATERS CORP	ライフサイエンス・ツール/サービス	600	18,279.89	10,967,937	22,254.69	13,352,817	1.41
29	アメリカ	株式	BIOGEN INC	バイオテクノロジー	350	27,055.83	9,469,543	28,750.35	10,062,625	1.06
30	アメリカ	株式	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	バイオテクノロジー	600	12,972.49	7,783,495	12,731.91	7,639,147	0.80

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	医薬品	2.22

	国外	ヘルスケア機器・用品	18.41
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	15.60
		バイオテクノロジー	12.01
		医薬品	40.24
		ライフサイエンス・ツール/サービス	6.75
合 計			95.24

野村世界業種別投資シリーズ（マネーブル・ファンド）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	121,849,036	1.0202	124,311,897	1.0203	124,322,571	99.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.79
合 計	99.79

（参考）野村マネー マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	社債券	九州電力 第4 3 3 回	200,000,000	100.11	200,239,659	100.11	200,239,659	0.375	2020/11/25	6.49
2	日本	地方債証券	神奈川県 公募 （5年）第6 6 回	200,000,000	100.04	200,080,238	100.04	200,080,238	0.101	2020/12/18	6.48
3	日本	地方債証券	北九州市 公募 （5年）平成2 7年度第1回	200,000,000	100.02	200,051,725	100.02	200,051,725	0.136	2020/9/30	6.48
4	日本	特殊債券	商工債券 利付 （3年）第2 1 1 回	200,000,000	100.00	200,017,766	100.00	200,017,766	0.07	2020/8/27	6.48
5	日本	地方債証券	共同発行市場地 方債 公募第9 2 回	190,000,000	100.33	190,630,660	100.33	190,630,660	1.03	2020/11/25	6.18
6	日本	特殊債券	しんきん中金債 券 利付第3 1 3 回	190,000,000	100.09	190,172,803	100.09	190,172,803	0.225	2020/12/25	6.16
7	日本	社債券	東北電力 第4 5 6 回	170,000,000	100.37	170,631,305	100.37	170,631,305	1.176	2020/11/25	5.53
8	日本	特殊債券	日本政策金融公 庫債券 政府保 証第3 2 回	120,000,000	100.03	120,036,400	100.03	120,036,400	0.16	2020/9/16	3.89
9	日本	特殊債券	農林債券 利付 第7 8 3 回い号	110,000,000	100.02	110,024,301	100.02	110,024,301	0.26	2020/8/27	3.56
10	日本	社債券	関西電力 第4 8 5 回	100,000,000	100.48	100,484,345	100.48	100,484,345	1.285	2020/12/18	3.25
11	日本	社債券	関西電力 第4 8 4 回	100,000,000	100.21	100,213,429	100.21	100,213,429	0.976	2020/10/23	3.24

12	日本	地方債証券	共同発行市場地方債 公募第90回	100,000,000	100.16	100,166,350	100.16	100,166,350	1.12	2020/9/25	3.24
13	日本	地方債証券	東京都 公募第687回	100,000,000	100.14	100,148,000	100.14	100,148,000	1.12	2020/9/18	3.24
14	日本	特殊債券	中日本高速道路 第62回	100,000,000	100.03	100,031,872	100.03	100,031,872	0.225	2020/9/18	3.24
15	日本	特殊債券	西日本高速道路 第44回	60,000,000	100.00	60,001,200	100.00	60,001,200	0.001	2020/9/18	1.94
16	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第115回	22,000,000	100.08	22,018,160	100.08	22,018,160	1	2020/8/31	0.71

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	25.65
特殊債券	26.01
社債券	18.53
合 計	70.20

【投資不動産物件】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

該当事項はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

2020年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間	(2011年 6月28日)	3,757	3,757	0.8549	0.8549
第3計算期間	(2012年 6月28日)	2,475	2,475	0.7195	0.7195
第4計算期間	(2013年 6月28日)	6,318	6,364	1.1664	1.1749
第5計算期間	(2014年 6月30日)	2,299	2,346	1.3679	1.3959
第6計算期間	(2015年 6月29日)	3,409	3,500	1.6925	1.7375
第7計算期間	(2016年 6月28日)	1,975	1,981	1.0465	1.0495
第8計算期間	(2017年 6月28日)	19,856	20,236	1.5656	1.5956
第9計算期間	(2018年 6月28日)	9,459	9,641	1.5604	1.5904
第10計算期間	(2019年 6月28日)	4,569	4,653	1.5357	1.5637
第11計算期間	(2020年 6月29日)	3,009	3,043	1.2366	1.2506
	2019年 7月末日	4,255	—	1.5619	—
	8月末日	3,753	—	1.4307	—

9月末日	3,885	—	1.5310	—
10月末日	3,936	—	1.5985	—
11月末日	3,952	—	1.6493	—
12月末日	4,150	—	1.7027	—
2020年 1月末日	4,101	—	1.6532	—
2月末日	3,671	—	1.5260	—
3月末日	2,771	—	1.1709	—
4月末日	2,736	—	1.2391	—
5月末日	2,798	—	1.2505	—
6月末日	3,077	—	1.2507	—
7月末日	2,805	—	1.2547	—

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

2020年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間 (2011年 6月28日)	824	828	1.0492	1.0542
第3計算期間 (2012年 6月28日)	515	516	1.0201	1.0211
第4計算期間 (2013年 6月28日)	304	309	1.4056	1.4271
第5計算期間 (2014年 6月30日)	532	551	1.8319	1.8949
第6計算期間 (2015年 6月29日)	456	474	2.3021	2.3921
第7計算期間 (2016年 6月28日)	296	304	1.7145	1.7595
第8計算期間 (2017年 6月28日)	4,421	4,575	2.6801	2.7731
第9計算期間 (2018年 6月28日)	7,129	7,390	3.1063	3.2203
第10計算期間 (2019年 6月28日)	9,075	9,385	2.9545	3.0555
第11計算期間 (2020年 6月29日)	18,164	18,864	3.7651	3.9101
2019年 7月末日	10,368	—	3.2262	—
8月末日	9,953	—	2.9910	—
9月末日	10,389	—	3.1665	—
10月末日	12,028	—	3.4394	—
11月末日	13,739	—	3.5858	—
12月末日	15,931	—	3.8302	—
2020年 1月末日	19,817	—	3.8134	—
2月末日	18,700	—	3.5493	—
3月末日	17,015	—	3.2397	—
4月末日	19,378	—	3.6154	—
5月末日	19,062	—	3.6924	—
6月末日	18,857	—	3.7981	—
7月末日	18,397	—	4.0297	—

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

2020年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間	(2011年 6月28日)	1,773	1,789	1.0999	1.1099
第3計算期間	(2012年 6月28日)	959	959	0.8753	0.8753
第4計算期間	(2013年 6月28日)	743	747	1.1056	1.1111
第5計算期間	(2014年 6月30日)	487	497	1.3768	1.4048
第6計算期間	(2015年 6月29日)	369	376	1.3107	1.3337
第7計算期間	(2016年 6月28日)	261	261	0.9403	0.9403
第8計算期間	(2017年 6月28日)	1,033	1,039	1.1400	1.1470
第9計算期間	(2018年 6月28日)	673	681	1.2958	1.3108
第10計算期間	(2019年 6月28日)	771	778	1.1881	1.1981
第11計算期間	(2020年 6月29日)	769	769	0.9213	0.9213
	2019年 7月末日	761	—	1.1766	—
	8月末日	646	—	1.0803	—
	9月末日	693	—	1.1584	—
	10月末日	684	—	1.1689	—
	11月末日	724	—	1.1967	—
	12月末日	787	—	1.2462	—
	2020年 1月末日	779	—	1.1658	—
	2月末日	784	—	1.0360	—
	3月末日	578	—	0.7726	—
	4月末日	712	—	0.9114	—
	5月末日	717	—	0.9296	—
	6月末日	782	—	0.9368	—
	7月末日	722	—	0.9342	—

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

2020年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間	(2011年 6月28日)	374	374	1.0163	1.0173
第3計算期間	(2012年 6月28日)	156	157	1.0592	1.0642
第4計算期間	(2013年 6月28日)	1,171	1,195	1.6490	1.6825
第5計算期間	(2014年 6月30日)	889	922	2.0182	2.0942
第6計算期間	(2015年 6月29日)	1,553	1,616	2.7230	2.8330
第7計算期間	(2016年 6月28日)	1,024	1,056	1.9602	2.0212

第8計算期間	(2017年 6月28日)	1,421	1,465	2.3642	2.4362
第9計算期間	(2018年 6月28日)	1,641	1,690	2.2582	2.3252
第10計算期間	(2019年 6月28日)	1,300	1,339	2.3924	2.4654
第11計算期間	(2020年 6月29日)	832	859	2.5132	2.5932
	2019年 7月末日	1,437	—	2.3911	—
	8月末日	1,375	—	2.3446	—
	9月末日	1,389	—	2.3731	—
	10月末日	1,496	—	2.5308	—
	11月末日	1,503	—	2.6626	—
	12月末日	1,388	—	2.7660	—
	2020年 1月末日	713	—	2.7239	—
	2月末日	646	—	2.5444	—
	3月末日	620	—	2.4126	—
	4月末日	682	—	2.6367	—
	5月末日	721	—	2.6796	—
	6月末日	860	—	2.5357	—
	7月末日	943	—	2.5959	—

野村世界業種別投資シリーズ（マネーボール・ファンド）

2020年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第2計算期間	(2011年 6月28日)	59	59	1.0010	1.0020
第3計算期間	(2012年 6月28日)	11	11	1.0007	1.0017
第4計算期間	(2013年 6月28日)	11	11	1.0005	1.0015
第5計算期間	(2014年 6月30日)	63	63	1.0002	1.0012
第6計算期間	(2015年 6月29日)	12	12	1.0006	1.0006
第7計算期間	(2016年 6月28日)	12	12	1.0006	1.0011
第8計算期間	(2017年 6月28日)	11	11	1.0002	1.0002
第9計算期間	(2018年 6月28日)	16	16	1.0001	1.0001
第10計算期間	(2019年 6月28日)	10	10	0.9999	0.9999
第11計算期間	(2020年 6月29日)	216	216	0.9997	0.9997
	2019年 7月末日	10	—	0.9999	—
	8月末日	10	—	0.9999	—
	9月末日	13	—	0.9998	—
	10月末日	13	—	0.9998	—
	11月末日	137	—	0.9998	—
	12月末日	86	—	0.9998	—
	2020年 1月末日	116	—	0.9998	—
	2月末日	192	—	0.9998	—

3月末日	89	—	0.9998	—
4月末日	76	—	0.9998	—
5月末日	276	—	0.9997	—
6月末日	213	—	0.9997	—
7月末日	124	—	0.9997	—

【分配の推移】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0000円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0000円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0085円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0280円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0450円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0030円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0300円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0300円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0280円
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	0.0140円

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0050円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0010円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0215円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0630円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0900円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0450円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0930円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.1140円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.1010円
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	0.1450円

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0100円

第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0000円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0055円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0280円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0230円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0000円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0070円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0150円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0100円
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	0.0000円

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0010円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0050円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0335円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0760円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.1100円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0610円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0720円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0670円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0730円
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	0.0800円

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	1口当たりの分配金
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.0010円
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.0010円
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.0010円
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.0010円
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0000円
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0005円
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0000円
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0000円
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0000円
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	0.0000円

【収益率の推移】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	3.6%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	15.8%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	63.3%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	19.7%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	27.0%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	38.0%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	52.5%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	1.6%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.2%
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	18.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	3.3%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	2.7%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	39.9%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	34.8%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	30.6%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	23.6%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	61.7%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	20.2%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	1.6%
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	32.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	14.6%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	20.4%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	26.9%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	27.1%

第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	3.1%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	28.3%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	22.0%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	15.0%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	7.5%
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	22.5%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	6.5%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	4.7%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	58.8%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	27.0%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	40.4%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	25.8%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	24.3%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	1.6%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	9.2%
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	8.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

	計算期間	収益率
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	0.1%
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	0.1%
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	0.1%
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	0.1%
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	0.0%
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	0.0%
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	0.0%
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	0.0%
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	0.0%
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	3,473,100,075	7,344,872,625	4,395,397,169
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	2,266,695,949	3,220,847,685	3,441,245,433
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	6,191,839,296	4,216,103,176	5,416,981,553
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	1,117,819,352	4,853,976,615	1,680,824,290
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	1,227,519,686	893,602,063	2,014,741,913
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	531,621,665	658,419,600	1,887,943,978
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	13,229,877,321	2,435,291,830	12,682,529,469
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	3,183,317,174	9,803,388,000	6,062,458,643
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	618,299,619	3,704,953,836	2,975,804,426
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	1,230,370,711	1,772,228,791	2,433,946,346

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	490,501,622	1,562,166,294	786,010,069
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	322,369,296	602,756,460	505,622,905
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	432,779,311	721,877,329	216,524,887
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	213,067,057	138,793,107	290,798,837
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	233,638,579	325,962,617	198,474,799
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	67,272,955	92,814,477	172,933,277
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	2,047,693,646	570,788,175	1,649,838,748
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	2,849,296,491	2,204,080,018	2,295,055,221
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	2,524,202,852	1,747,666,962	3,071,591,111
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	5,664,295,691	3,911,473,162	4,824,413,640

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	1,370,986,267	2,357,630,849	1,612,365,060
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	399,018,777	915,793,104	1,095,590,733
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	362,444,125	785,134,605	672,900,253
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	140,409,107	459,322,876	353,986,484
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	66,425,805	138,375,898	282,036,391

第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	51,047,622	54,707,971	278,376,042
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	683,240,983	55,191,660	906,425,365
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	379,173,535	765,692,998	519,905,902
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	392,898,893	263,376,339	649,428,456
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	322,072,154	135,850,397	835,650,213

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	156,295,104	302,233,201	368,464,952
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	5,269,531	226,003,359	147,731,124
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	751,251,188	188,513,588	710,468,724
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	431,910,385	701,738,256	440,640,853
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	394,281,747	264,248,499	570,674,101
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	231,456,882	279,423,399	522,707,584
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	299,876,116	221,248,361	601,335,339
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	502,512,737	376,848,548	726,999,528
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	394,299,184	577,859,941	543,438,771
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	189,151,811	401,247,945	331,342,637

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界業種別投資シリーズ（マネーボール・ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2計算期間	2010年 6月29日～2011年 6月28日	433,635,505	434,370,528	59,521,593
第3計算期間	2011年 6月29日～2012年 6月28日	170,193,357	218,496,698	11,218,252
第4計算期間	2012年 6月29日～2013年 6月28日	14,427,624	14,239,306	11,406,570
第5計算期間	2013年 6月29日～2014年 6月30日	150,639,044	98,383,755	63,661,859
第6計算期間	2014年 7月 1日～2015年 6月29日	58,040,162	109,500,085	12,201,936
第7計算期間	2015年 6月30日～2016年 6月28日	31,708,523	31,407,794	12,502,665
第8計算期間	2016年 6月29日～2017年 6月28日	10,167,384	11,410,433	11,259,616
第9計算期間	2017年 6月29日～2018年 6月28日	34,692,431	29,887,552	16,064,495
第10計算期間	2018年 6月29日～2019年 6月28日	76,971,221	82,121,738	10,913,978
第11計算期間	2019年 6月29日～2020年 6月29日	1,049,706,083	844,434,088	216,185,973

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2020年7月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

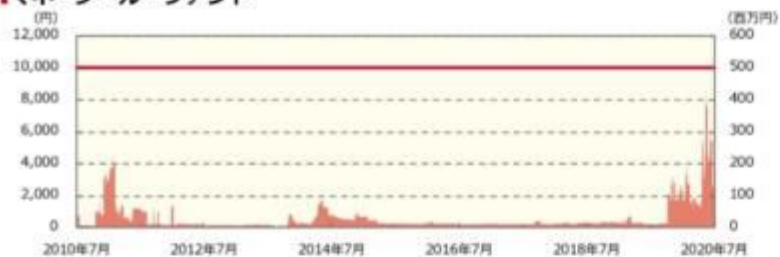
世界金融株投資	
2020年6月	140 円
2019年6月	280 円
2018年6月	300 円
2017年6月	300 円
2016年6月	30 円
設定来累計	1,865 円

世界半導体株投資	
2020年6月	1,450 円
2019年6月	1,010 円
2018年6月	1,140 円
2017年6月	930 円
2016年6月	450 円
設定来累計	6,825 円

世界資源株投資	
2020年6月	0 円
2019年6月	100 円
2018年6月	150 円
2017年6月	70 円
2016年6月	0 円
設定来累計	985 円

世界ヘルスケア株投資	
2020年6月	800 円
2019年6月	730 円
2018年6月	670 円
2017年6月	720 円
2016年6月	610 円
設定来累計	5,785 円

■マネープール・ファンド



■マネープール・ファンド

2020年6月	0 円
2019年6月	0 円
2018年6月	0 円
2017年6月	0 円
2016年6月	5 円
設定来累計	45 円

■主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

■世界金融株投資

順位	銘柄	国/地域	投資比率（％）
1	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	5.1
2	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	4.4
3	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	アメリカ	4.3
4	AIA GROUP LTD	香港	3.2
5	CITIGROUP	アメリカ	3.2
6	WELLS FARGO CO	アメリカ	2.8
7	ALLIANZ SE-REG	ドイツ	2.7
8	TORONTO DOMINION BANK	カナダ	2.5
9	MARSH & MCLENNAN COS	アメリカ	2.4
10	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	香港	2.4

国/地域別投資比率（上位）

順位	国/地域	投資比率（％）
1	アメリカ	45.7
2	香港	9.5
3	カナダ	7.9
4	日本	4.6
5	イギリス	4.5

■世界半導体株投資

順位	銘柄	国/地域	投資比率（％）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	台湾	19.1
2	NVIDIA CORP	アメリカ	13.1
3	INTEL CORP	アメリカ	10.9
4	ASML HOLDING NV	オランダ	8.5
5	BROADCOM INC	アメリカ	7.6
6	TEXAS INSTRUMENTS INC	アメリカ	7.0
7	QUALCOMM INC	アメリカ	4.9
8	APPLIED MATERIALS	アメリカ	3.4
9	ANALOG DEVICES INC	アメリカ	3.3
10	LAM RESEARCH	アメリカ	3.1

順位	国/地域	投資比率（％）
1	アメリカ	65.0
2	台湾	19.1
3	オランダ	8.5
4	ドイツ	2.3
5	日本	2.2

世界資源株投資

順位	銘柄	国/地域	投資比率（％）	順位	国/地域	投資比率（％）
1	CHEVRON CORP	アメリカ	6.2	1	アメリカ	35.8
2	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	4.8	2	イギリス	15.3
3	RIO TINTO PLC-REG	イギリス	4.7	3	カナダ	13.6
4	BHP GROUP LIMITED	オーストラリア	4.2	4	日本	8.7
5	BP PLC	イギリス	3.6	5	オーストラリア	5.9
6	AIR LIQUIDE SA	フランス	3.3			
7	BASF SE	ドイツ	3.3			
8	ENBRIDGE INC	カナダ	3.2			
9	DUPONT DE NEMOURS INC	アメリカ	3.1			
10	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	イギリス	3.0			

世界ヘルスケア株投資

順位	銘柄	国/地域	投資比率（％）	順位	国/地域	投資比率（％）
1	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	6.4	1	アメリカ	71.7
2	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	5.7	2	スイス	7.1
3	MERCK & CO INC	アメリカ	4.6	3	イギリス	6.5
4	ROCHE HOLDING (GENUSSSCHEINE)	スイス	4.5	4	フランス	2.8
5	AMGEN INC	アメリカ	4.4	5	ドイツ	2.5
6	PFIZER INC	アメリカ	4.0			
7	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	アメリカ	3.9			
8	ABBOTT LABORATORIES	アメリカ	3.8			
9	ASTRAZENECA PLC	イギリス	3.7			
10	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ	3.6			

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。なお、ユーロについては発行国で記載しております。

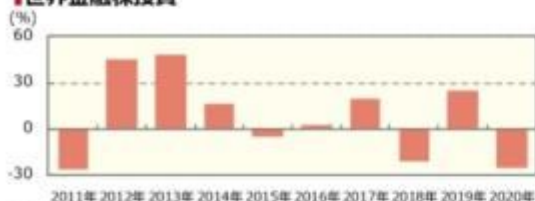
実質的な銘柄別投資比率（上位）

マネープール・ファンド

順位	銘柄	種類	投資比率（％）
1	九州電力 第433回	社債券	6.5
2	神奈川県 公募（5年）第66回	地方債証券	6.5
3	北九州市 公募（5年）平成27年度第1回	地方債証券	6.5
4	商工債券 利付（3年）第211回	特殊債券	6.5
5	共同発行市場地方債 公募第92回	地方債証券	6.2
6	しんきん中金債券 利付第313回	特殊債券	6.1
7	東北電力 第456回	社債券	5.5
8	日本政策金融公庫債券 政府保証第32回	特殊債券	3.9
9	農林債券 利付第783回い号	特殊債券	3.6
10	関西電力 第485回	社債券	3.2

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

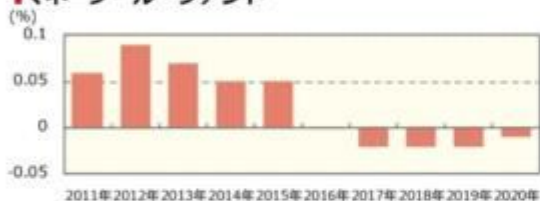
■ 世界金融株投資



■ 世界資源株投資



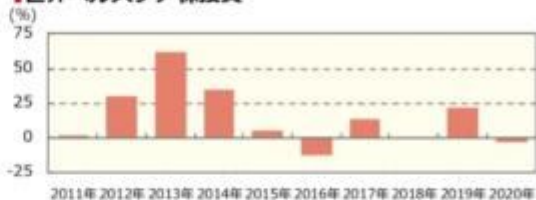
■ マネーボール・ファンド



■ 世界半導体株投資



■ 世界ヘルスケア株投資



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・マネーボール・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれません。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

■ 積立方式 ■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する各ファンドの受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって「野村世界業種別投資シリーズ」を構成する他のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替

を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

換金価額は、各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネープール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の

実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし

ます。
換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2024年6月28日までとします(2009年8月27日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年6月29日から翌年6月28日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

- () 「マネープール・ファンド」につき、委託者は、信託終了前に、「世界金融株投資」、「世界半導体株投資」、「世界資源株投資」、「世界ヘルスケア株投資」の全てのファンドが存続しないこととなる場合は、「マネープール・ファンド」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 各ファンドにつき、委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合（「マネープール・ファンド」を除く）、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- () 上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反し

て信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前に

において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

■ 換金(解約)の単位 ■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 換金(解約)代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(2019年6月29日から2020年6月29日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 (2019年 6月28日現在)	第11期 (2020年 6月29日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	11,979,588	9,843,767
コール・ローン	188,599,961	181,667,635
株式	4,508,971,751	2,922,997,066
未収入金	363,792	242,577
未収配当金	11,136,356	5,171,363
流動資産合計	4,721,051,448	3,119,922,408
資産合計	4,721,051,448	3,119,922,408
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	83,322,523	34,075,248
未払解約金	14,002,380	49,038,884
未払受託者報酬	2,509,284	1,256,128
未払委託者報酬	51,261,081	25,660,907
未払利息	347	193
その他未払費用	107,479	53,773
流動負債合計	151,203,094	110,085,133
負債合計	151,203,094	110,085,133
純資産の部		
元本等		
元本	2,975,804,426	2,433,946,346
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,594,043,928	575,890,929
（分配準備積立金）	52,274,462	12,496,783
元本等合計	4,569,848,354	3,009,837,275
純資産合計	4,569,848,354	3,009,837,275
負債純資産合計	4,721,051,448	3,119,922,408

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
営業収益		
受取配当金	229,172,749	94,404,325
受取利息	701,633	236,529
有価証券売買等損益	54,512,618	670,624,098
為替差損益	101,846,492	76,376,245
その他収益	2,197,316	11,536
営業収益合計	184,737,824	652,347,953
営業費用		
支払利息	76,321	36,322
受託者報酬	5,963,147	2,808,247
委託者報酬	121,818,502	57,368,483
その他費用	3,598,555	3,511,552
営業費用合計	131,456,525	63,724,604
営業利益又は営業損失（ ）	53,281,299	716,072,557
経常利益又は経常損失（ ）	53,281,299	716,072,557
当期純利益又は当期純損失（ ）	53,281,299	716,072,557
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	62,912,877	67,925,439
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,397,259,511	1,594,043,928
剰余金増加額又は欠損金減少額	381,323,126	623,343,533
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	381,323,126	623,343,533
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,091,584,608	959,274,166
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,091,584,608	959,274,166
分配金	83,322,523	34,075,248
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,594,043,928	575,890,929

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 6月29日から2020年 6月29日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,975,804,426口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 2,433,946,346口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5357円 (10,000口当たり純資産額) (15,357円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2366円 (10,000口当たり純資産額) (12,366円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 28,268,976円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 2,834,772円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,694,895円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,595,333,945円
分配準備積立金額	D	20,337,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,677,366,451円
当ファンドの期末残存口数	F	2,975,804,426口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,636円
10,000口当たり分配金額	H	280円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	83,322,523円

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 13,183,093円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 1,321,981円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,929,378円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	980,158,251円
分配準備積立金額	D	27,642,653円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,026,730,282円
当ファンドの期末残存口数	F	2,433,946,346口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,218円
10,000口当たり分配金額	H	140円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	34,075,248円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
期首元本額	期首元本額
6,062,458,643円	2,975,804,426円

期中追加設定元本額	618,299,619円	期中追加設定元本額	1,230,370,711円
期中一部解約元本額	3,704,953,836円	期中一部解約元本額	1,772,228,791円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	25,897,711	641,873,260
合計	25,897,711	641,873,260

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年6月29日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	94,500	422.50	39,926,250	
		三井住友フィナンシャルグループ	13,300	3,011.00	40,046,300	
		野村ホールディングス	13,900	489.60	6,805,440	
		第一生命ホールディングス	27,500	1,283.00	35,282,500	
		東京海上ホールディングス	4,400	4,613.00	20,297,200	
		小計 銘柄数：5 組入時価比率：4.7%			142,357,690 4.9%	
	米ドル	BANK OF AMERICA CORP	50,381	23.15	1,166,320.15	
		CITIGROUP	16,646	49.58	825,308.68	
		FIFTH THIRD BANCORP	6,898	18.76	129,406.48	
		ICICI BANK LTD-SPON ADR	20,890	9.05	189,054.50	
		JPMORGAN CHASE & CO	15,889	92.59	1,471,162.51	
		TRUIST FINANCIAL CORP	8,863	35.95	318,624.85	
		US BANCORP	7,600	36.06	274,056.00	
		WELLS FARGO CO	30,419	25.34	770,817.46	
		BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	6,500	175.37	1,139,905.00	
		ALLSTATE CORP	2,300	94.58	217,534.00	

	AMERICAN INTL GROUP	9,700	29.71	288,187.00	
	AON PLC	1,500	190.02	285,030.00	
	CHUBB LTD	2,900	123.96	359,484.00	
	MARSH & MCLENNAN COS	6,200	104.75	649,450.00	
	METLIFE INC	3,890	35.07	136,422.30	
	PROGRESSIVE CO	3,800	77.89	295,982.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	2,600	58.10	151,060.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	3,889	111.00	431,679.00	
	SYNCHRONY FINANCIAL	9,200	21.39	196,788.00	
	BLACKROCK INC	1,100	534.85	588,335.00	
	BLACKSTONE GROUP INC/THE-A	3,900	54.35	211,965.00	
	CME GROUP INC	2,700	162.45	438,615.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP	1,957	189.19	370,244.83	
	MOODYS CORP	1,300	268.98	349,674.00	
	MORGAN STANLEY	4,700	47.05	221,135.00	
	MSCI INC	600	332.20	199,320.00	
	S&P GLOBAL INC	1,400	321.60	450,240.00	
	SCHWAB(CHARLES)CORP	6,500	31.75	206,375.00	
小計	銘柄数：28			12,332,175.76	
				(1,322,502,528)	
	組入時価比率：43.9%			45.3%	
カナダドル	NATIONAL BANK OF CANADA	10,700	60.14	643,498.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	8,758	91.20	798,729.60	
	TORONTO DOMINION BANK	17,744	59.48	1,055,413.12	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	20,200	17.85	360,570.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	6,705	48.38	324,387.90	
小計	銘柄数：5			3,182,598.62	
				(249,674,861)	
	組入時価比率：8.3%			8.5%	
リアル	BANCO BRADESCO SA - PREF	80,190	20.69	1,659,131.10	
小計	銘柄数：1			1,659,131.10	
				(32,436,013)	
	組入時価比率：1.1%			1.1%	
ユーロ	BANCO SANTANDER SA	67,651	2.12	143,521.59	
	BNP PARIBAS	5,744	34.48	198,081.84	
	CAIXABANK	57,715	1.84	106,541.89	
	ERSTE GROUP BANK AG	8,495	20.61	175,081.95	
	ING GROEP NV	68,716	6.02	413,670.32	
	INTESA SANPAOLO	88,746	1.66	147,318.36	
	SOCIETE GENERALE	10,527	14.48	152,473.06	
	ALLIANZ SE-REG	3,833	178.00	682,274.00	
	AXA	25,939	18.52	480,545.91	

	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	648	225.50	146,124.00	
小計	銘柄数：10			2,645,632.92	
				(318,481,290)	
	組入時価比率：10.6%			10.9%	
英ポンド	HSBC HOLDINGS PLC	87,820	3.80	333,935.55	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	549,779	0.31	170,898.80	
	STANDARD CHARTERED PLC	30,949	4.22	130,790.47	
	AVIVA PLC	52,257	2.69	140,571.33	
	PRUDENTIAL PLC	10,182	11.89	121,114.89	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	1,729	83.58	144,509.82	
小計	銘柄数：6			1,041,820.86	
				(137,968,336)	
	組入時価比率：4.6%			4.7%	
スイスフラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	808	330.60	267,124.80	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	27,590	9.58	264,532.92	
	JULIUS BAER GROUP LTD	2,341	39.50	92,469.50	
	UBS GROUP AG	29,588	10.74	317,923.06	
小計	銘柄数：4			942,050.28	
				(106,592,989)	
	組入時価比率：3.5%			3.6%	
スウェーデンク ローナ	SWEDBANK AB	16,664	116.74	1,945,355.36	
	小計 銘柄数：1			1,945,355.36	
				(22,332,679)	
	組入時価比率：0.7%			0.8%	
豪ドル	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	10,944	69.27	758,090.88	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	2,302	119.19	274,375.38	
小計	銘柄数：2			1,032,466.26	
				(76,030,815)	
	組入時価比率：2.5%			2.6%	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	96,500	24.50	2,364,250.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	707,000	6.17	4,362,190.00	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	561,000	4.76	2,670,360.00	
	AIA GROUP LTD	103,200	74.10	7,647,120.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	66,500	78.35	5,210,275.00	
小計	銘柄数：5			22,254,195.00	
				(307,998,058)	
	組入時価比率：10.2%			10.5%	
シンガポールド ル	DBS GROUP HLDGS	32,800	20.82	682,896.00	
	小計 銘柄数：1			682,896.00	
				(52,582,992)	
	組入時価比率：1.7%			1.8%	
ルピア	BANK MANDIRI	611,300	5,000.00	3,056,500,000.00	

小計	銘柄数：1			3,056,500,000.00	
	組入時価比率：0.8%			(23,229,400)	0.8%
ウォン	KB FINANCIAL GROUP INC	9,584	34,800.00	333,523,200.00	
小計	銘柄数：1			333,523,200.00	
	組入時価比率：1.0%			(29,783,621)	1.0%
新台湾ドル	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	254,000	44.15	11,214,100.00	
小計	銘柄数：1			11,214,100.00	
	組入時価比率：1.4%			(40,707,183)	1.4%
インドルピー	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	16,969	1,769.35	30,024,100.15	
小計	銘柄数：1			30,024,100.15	
	組入時価比率：1.4%			(42,934,463)	1.5%
ランド	SANLAM LIMITED	48,073	58.42	2,808,424.66	
小計	銘柄数：1			2,808,424.66	
	組入時価比率：0.6%			(17,384,148)	0.6%
合計				2,922,997,066	
				(2,780,639,376)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年6月29日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 (2019年 6月28日現在)	第11期 (2020年 6月29日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	14,365,798	131,977,593
コール・ローン	714,503,261	1,075,708,561
株式	8,821,520,065	18,028,646,044
派生商品評価勘定	166,440	-
未収入金	-	101,643,527
未収配当金	43,509,951	36,377,808
流動資産合計	9,594,065,515	19,374,353,533
資産合計	9,594,065,515	19,374,353,533
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	48,097
未払金	145,338,301	-
未払収益分配金	310,230,702	699,539,977
未払解約金	13,938,509	358,079,557
未払受託者報酬	2,302,045	7,088,672
未払委託者報酬	47,027,542	144,811,314
未払利息	1,318	1,144
その他未払費用	98,601	303,741
流動負債合計	518,937,018	1,209,872,502
負債合計	518,937,018	1,209,872,502
純資産の部		
元本等		
元本	3,071,591,111	4,824,413,640
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,003,537,386	13,340,067,391
（分配準備積立金）	18,303,549	1,314,540,186
元本等合計	9,075,128,497	18,164,481,031
純資産合計	9,075,128,497	18,164,481,031
負債純資産合計	9,594,065,515	19,374,353,533

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
営業収益		
受取配当金	137,516,585	288,711,410
受取利息	485,838	221,594
有価証券売買等損益	75,691,879	3,522,210,801
為替差損益	179,683,624	69,689,565
その他収益	220,379	-
営業収益合計	117,152,701	3,741,454,240
営業費用		
支払利息	130,750	185,156
受託者報酬	4,826,327	11,470,942
委託者報酬	98,595,075	234,334,701
その他費用	2,687,124	4,968,692
営業費用合計	106,239,276	250,959,491
営業利益又は営業損失（ ）	223,391,977	3,490,494,749
経常利益又は経常損失（ ）	223,391,977	3,490,494,749
当期純利益又は当期純損失（ ）	223,391,977	3,490,494,749
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	87,881,156	1,354,118,079
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,834,092,841	6,003,537,386
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,510,353,853	14,612,654,013
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,510,353,853	14,612,654,013
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,719,405,473	8,712,960,701
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,719,405,473	8,712,960,701
分配金	310,230,702	699,539,977
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,003,537,386	13,340,067,391

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 6月29日から2020年 6月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,071,591,111口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 4,824,413,640口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.9545円 (10,000口当たり純資産額) (29,545円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.7651円 (10,000口当たり純資産額) (37,651円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
--	--

有価証券開示書（財務投資信託）

1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 22,937,859円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 2,300,175円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,254,732円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,264,748,628円
分配準備積立金額	D	23,764,728円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,313,768,088円
当ファンドの期末残存口数	F	3,071,591,111口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	20,555円
10,000口当たり分配金額	H	1,010円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	310,230,702円

3.その他費用

その他費用のうち2,469,568円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 53,887,269円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 5,403,737円

2.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	225,067,022円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,780,953,530円
収益調整金額	C	12,025,527,205円
分配準備積立金額	D	8,059,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,039,607,368円
当ファンドの期末残存口数	F	4,824,413,640口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	29,101円
10,000口当たり分配金額	H	1,450円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	699,539,977円

3.その他費用

その他費用のうち4,466,404円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
--	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
期首元本額 2,295,055,221円	期首元本額 3,071,591,111円
期中追加設定元本額 2,524,202,852円	期中追加設定元本額 5,664,295,691円
期中一部解約元本額 1,747,666,962円	期中一部解約元本額 3,911,473,162円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	28,475,964	3,050,942,198
合計	28,475,964	3,050,942,198

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第10期(2019年 6月28日現在)				第11期(2020年 6月29日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	162,431,633	-	162,598,073	166,440	-	-	-	-
米ドル	125,611,584	-	125,760,618	149,034	-	-	-	-
ユーロ	14,267,103	-	14,282,455	15,352	-	-	-	-
新台幣ドル	22,552,946	-	22,555,000	2,054	-	-	-	-
売建	-	-	-	-	55,093,405	-	55,141,502	48,097

ユーロ	-	-	-	-	55,093,405	-	55,141,502	48,097
合計	162,431,633	-	162,598,073	166,440	55,093,405	-	55,141,502	48,097

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年6月29日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	東京エレクトロン	14,500	26,075.00	378,087,500	
		小計 銘柄数：1			378,087,500	
		組入時価比率：2.1%			2.1%	
	米ドル	ADVANCED MICRO DEVICES	63,300	50.10	3,171,330.00	
		ANALOG DEVICES INC	51,682	117.87	6,091,757.34	
		APPLIED MATERIALS	98,777	58.38	5,766,601.26	
		BROADCOM INC	44,823	307.41	13,779,038.43	
		INTEL CORP	420,645	57.50	24,187,087.50	
		KLA CORP	19,100	189.57	3,620,787.00	
		LAM RESEARCH	14,891	302.52	4,504,825.32	
		MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	34,100	59.20	2,018,720.00	
		MICROCHIP TECHNOLOGY	19,000	100.05	1,900,950.00	
		MICRON TECHNOLOGY	109,377	48.49	5,303,690.73	
		NVIDIA CORP	57,000	366.20	20,873,400.00	
		NXP SEMICONDUCTORS NV	27,300	108.15	2,952,495.00	
		QUALCOMM INC	84,200	88.02	7,411,284.00	
		TEXAS INSTRUMENTS INC	100,653	123.37	12,417,560.61	
		小計 銘柄数：14			113,999,527.19	

					(12,225,309,295)	
		組入時価比率：67.3%			67.8%	
	ユーロ	ASML HOLDING NV	43,374	324.00	14,053,176.00	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	170,465	20.55	3,503,055.75	
	小計	銘柄数：2			17,556,231.75	
					(2,113,419,178)	
		組入時価比率：11.6%			11.7%	
	ウォン	SK HYNIX INC	52,562	84,600.00	4,446,745,200.00	
		銘柄数：1			4,446,745,200.00	
	小計				(397,094,346)	
		組入時価比率：2.2%			2.2%	
	新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR	2,529,000	317.50	802,957,500.00	
		銘柄数：1			802,957,500.00	
	小計				(2,914,735,725)	
		組入時価比率：16.0%			16.2%	
合計					18,028,646,044	
					(17,650,558,544)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年6月29日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 (2019年 6月28日現在)	第11期 (2020年 6月29日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	5,594,366	2,581,413
コール・ローン	55,757,880	51,946,167
株式	740,290,509	720,512,966
未収配当金	707,894	849,370
流動資産合計	802,350,649	775,889,916
資産合計	802,350,649	775,889,916
負債の部		
流動負債		
未払金	10,761,456	-
未払収益分配金	6,494,284	-
未払解約金	7,241,045	-
未払受託者報酬	291,501	278,624
未払委託者報酬	5,954,955	5,691,837
未払利息	102	55
その他未払費用	12,430	11,884
流動負債合計	30,755,773	5,982,400
負債合計	30,755,773	5,982,400
純資産の部		
元本等		
元本	649,428,456	835,650,213
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	122,166,420	65,742,697
（分配準備積立金）	23,087,601	33,054,159
元本等合計	771,594,876	769,907,516
純資産合計	771,594,876	769,907,516
負債純資産合計	802,350,649	775,889,916

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
営業収益		
受取配当金	26,406,405	27,506,617
受取利息	46,819	41,108
有価証券売買等損益	25,796,209	209,174,051
為替差損益	13,775,860	20,924,259
その他収益	1	-
営業収益合計	13,118,844	202,550,585
営業費用		
支払利息	12,259	7,757
受託者報酬	554,291	552,274
委託者報酬	11,323,489	11,282,078
その他費用	714,159	804,248
営業費用合計	12,604,198	12,646,357
営業利益又は営業損失（ ）	25,723,042	215,196,942
経常利益又は経常損失（ ）	25,723,042	215,196,942
当期純利益又は当期純損失（ ）	25,723,042	215,196,942
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,065,207	13,984,708
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	153,782,702	122,166,420
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,984,635	38,523,267
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,984,635	38,523,267
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,318,384	25,220,150
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,318,384	25,220,150
分配金	6,494,284	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	122,166,420	65,742,697

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 6月29日から2020年 6月29日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 649,428,456口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 835,650,213口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1881円 (10,000口当たり純資産額) (11,881円)	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 65,742,697円 3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9213円 (10,000口当たり純資産額) (9,213円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 2,633,164円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 264,050円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,200,563円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	150,138,642円
分配準備積立金額	D	19,381,322円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	179,720,527円
当ファンドの期末残存口数	F	649,428,456口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,767円
10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,494,284円

3. その他費用

その他費用のうち670,390円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 2,593,919円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 260,115円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,969,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	208,769,251円
分配準備積立金額	D	19,084,603円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	241,823,410円
当ファンドの期末残存口数	F	835,650,213口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,893円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

3. その他費用

その他費用のうち769,899円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	-----------------------------------

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
---	---

期首元本額	519,905,902円	期首元本額	649,428,456円
期中追加設定元本額	392,898,893円	期中追加設定元本額	322,072,154円
期中一部解約元本額	263,376,339円	期中一部解約元本額	135,850,397円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	28,863,865	200,524,567
合計	28,863,865	200,524,567

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年6月29日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日産化学	1,400	5,400.00	7,560,000	
		信越化学工業	1,700	12,280.00	20,876,000	
		ダイセル	4,000	816.00	3,264,000	
		関西ペイント	4,800	2,244.00	10,771,200	
		E N E O Sホールディングス	37,200	378.30	14,072,760	
		太平洋セメント	2,600	2,448.00	6,364,800	
		日本製鉄	2,700	975.80	2,634,660	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：8.5%			65,543,420 9.1%	
	米ドル	HALLIBURTON CO	6,050	11.93	72,176.50	
		SCHLUMBERGER LTD	800	17.44	13,952.00	
		CHEVRON CORP	4,950	86.46	427,977.00	
		CONOCOPHILLIPS	4,800	40.35	193,680.00	
		EOG RESOURCES INC	2,980	48.76	145,304.80	
		EXXON MOBIL CORP	8,643	43.62	377,007.66	
		HOLLYFRONTIER CORP	300	28.21	8,463.00	

	MARATHON PETROLEUM CORP	3,100	35.37	109,647.00	
	PHILLIPS 66	1,900	68.07	129,333.00	
	ALBEMARLE CORP	2,000	74.64	149,280.00	
	CORTEVA INC	6,729	25.92	174,415.68	
	DUPONT DE NEMOURS INC	4,329	51.42	222,597.18	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,600	63.37	164,762.00	
	WESTROCK CO	3,100	26.72	82,832.00	
	NEWMONT CORP	2,400	59.34	142,416.00	
	NUCOR CORP	2,253	40.60	91,471.80	
小計	銘柄数：16			2,505,315.62	
				(268,670,047)	
	組入時価比率：34.9%			37.3%	
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	5,340	23.38	124,849.20	
	ENBRIDGE INC	6,800	40.49	275,332.00	
	SUNCOR ENERGY INC	8,721	22.28	194,303.88	
	TC ENERGY CORP	4,500	57.15	257,175.00	
	NUTRIEN LTD	4,192	45.10	189,059.20	
	BARRICK GOLD	5,654	35.36	199,925.44	
小計	銘柄数：6			1,240,644.72	
				(97,328,578)	
	組入時価比率：12.6%			13.5%	
ユーロ	ENI SPA	16,198	8.39	136,014.60	
	AIR LIQUIDE SA	1,392	126.10	175,531.20	
	BASF SE	3,986	48.69	194,098.27	
	LANXESS	386	46.65	18,006.90	
	LINDE PLC	828	183.40	151,855.20	
	UMICORE	4,166	41.46	172,722.36	
	CRH PLC	984	30.25	29,766.00	
小計	銘柄数：7			877,994.53	
				(105,692,981)	
	組入時価比率：13.7%			14.7%	
英ポンド	BP PLC	67,587	3.04	205,870.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	13,767	13.19	181,696.86	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,608	52.24	84,001.92	
	ANGLO AMERICAN PLC	6,102	18.39	112,252.39	
	RIO TINTO PLC-REG	5,325	45.33	241,408.87	
小計	銘柄数：5			825,230.04	
				(109,285,214)	
	組入時価比率：14.2%			15.2%	
豪ドル	WOODSIDE PETROLEUM	2,147	21.16	45,430.52	
	AMCOR PLC-CDI	8,394	14.55	122,132.70	
	BHP GROUP LIMITED	10,634	36.05	383,355.70	
小計	銘柄数：3			550,918.92	

					(40,569,669)	
		組入時価比率：5.3%			5.6%	
香港ドル	CNOOC LTD		76,000	8.70	661,200.00	
	ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H		4,500	50.60	227,700.00	
	小計 銘柄数：2				888,900.00	
					(12,302,376)	
		組入時価比率：1.6%			1.7%	
ウォン	S-OIL CORPORATION		1,784	64,600.00	115,246,400.00	
	小計 銘柄数：1				115,246,400.00	
					(10,291,503)	
		組入時価比率：1.3%			1.4%	
ランド	ANGLOGOLD ASHANTI LTD		3,591	487.18	1,749,463.38	
	小計 銘柄数：1				1,749,463.38	
					(10,829,178)	
		組入時価比率：1.4%			1.5%	
合計					720,512,966	
					(654,969,546)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年6月29日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 (2019年 6月28日現在)	第11期 (2020年 6月29日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	517,144	10,747,845
コール・ローン	65,594,356	75,270,989
株式	1,287,669,383	791,382,863
未収配当金	995,299	1,040,518
流動資産合計	1,354,776,182	878,442,215
資産合計	1,354,776,182	878,442,215
負債の部		
流動負債		
未払金	-	10,603,795
未払収益分配金	39,671,030	26,507,410
未払解約金	3,019,292	2,069,280
未払受託者報酬	557,802	304,295
未払委託者報酬	11,395,094	6,216,239
未払利息	121	80
その他未払費用	23,849	12,985
流動負債合計	54,667,188	45,714,084
負債合計	54,667,188	45,714,084
純資産の部		
元本等		
元本	543,438,771	331,342,637
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	756,670,223	501,385,494
（分配準備積立金）	22,143,789	25,170,020
元本等合計	1,300,108,994	832,728,131
純資産合計	1,300,108,994	832,728,131
負債純資産合計	1,354,776,182	878,442,215

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
営業収益		
受取配当金	27,485,139	20,258,299
受取利息	108,947	68,869
有価証券売買等損益	150,232,857	154,193,418
為替差損益	34,788,267	5,310,603
営業収益合計	143,038,676	179,831,189
営業費用		
支払利息	36,156	14,197
受託者報酬	1,127,261	853,961
委託者報酬	23,028,308	17,444,967
その他費用	738,067	937,546
営業費用合計	24,929,792	19,250,671
営業利益又は営業損失（ ）	118,108,884	160,580,518
経常利益又は経常損失（ ）	118,108,884	160,580,518
当期純利益又は当期純損失（ ）	118,108,884	160,580,518
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	69,833,205	117,322,734
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	914,730,787	756,670,223
剰余金増加額又は欠損金減少額	590,862,909	291,735,362
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	590,862,909	291,735,362
剰余金減少額又は欠損金増加額	757,528,122	563,770,465
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	757,528,122	563,770,465
分配金	39,671,030	26,507,410
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	756,670,223	501,385,494

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 6月29日から2020年 6月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 543,438,771口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 331,342,637口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3924円 (10,000口当たり純資産額) (23,924円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.5132円 (10,000口当たり純資産額) (25,132円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1. 運用の外部委託費用	1. 運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 5,349,661円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 536,456円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,353,209円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	17,092,125円
収益調整金額	C	763,328,689円
分配準備積立金額	D	567,230円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	796,341,253円
当ファンドの期末残存口数	F	543,438,771口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,653円
10,000口当たり分配金額	H	730円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,671,030円

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)及びNOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.(ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED

支払金額 4,011,402円

NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC.

支払金額 402,258円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,121,966円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	34,135,818円
収益調整金額	C	476,215,474円
分配準備積立金額	D	8,419,646円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	527,892,904円
当ファンドの期末残存口数	F	331,342,637口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	15,931円
10,000口当たり分配金額	H	800円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	26,507,410円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
期首元本額	期首元本額
726,999,528円	543,438,771円

期中追加設定元本額	394,299,184円	期中追加設定元本額	189,151,811円
期中一部解約元本額	577,859,941円	期中一部解約元本額	401,247,945円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	76,472,536	45,937,797
合計	76,472,536	45,937,797

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年6月29日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	武田薬品工業	1,500	3,882.00	5,823,000	
		アステラス製薬	2,100	1,813.50	3,808,350	
		中外製薬	1,200	5,821.00	6,985,200	
		参天製薬	2,600	2,037.00	5,296,200	
		小計 銘柄数：4			21,912,750	
		組入時価比率：2.6%			2.8%	
	米ドル	ABBOTT LABORATORIES	3,093	88.71	274,380.03	
		BECTON, DICKINSON	900	233.57	210,213.00	
		DANAHER CORP	1,300	171.71	223,223.00	
		MEDTRONIC PLC	2,900	88.77	257,433.00	
		STRYKER CORP	900	173.76	156,384.00	
		ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,200	115.43	138,516.00	
		ANTHEM INC	200	255.65	51,130.00	
		CIGNA CORP	1,246	185.06	230,584.76	
		CVS HEALTH CORP	3,200	63.45	203,040.00	
		DAVITA INC	1,500	75.56	113,340.00	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	1,683	286.88	482,819.04	

	ABBVIE INC	2,393	96.13	230,039.09	
	AMGEN INC	1,595	232.84	371,379.80	
	BIOGEN INC	350	258.66	90,531.00	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	600	124.02	74,412.00	
	GILEAD SCIENCES INC	2,900	74.57	216,253.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	5,501	57.54	316,527.54	
	ELI LILLY & CO.	1,400	162.83	227,962.00	
	JOHNSON & JOHNSON	3,611	137.81	497,631.91	
	MERCK & CO INC	4,833	75.19	363,393.27	
	PFIZER INC	8,573	32.04	274,678.92	
	ILLUMINA INC	300	360.08	108,024.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	600	350.95	210,570.00	
	WATERS CORP	600	174.76	104,856.00	
	小計 銘柄数：24			5,427,321.36	
				(582,025,942)	
	組入時価比率：69.9%			73.5%	
ユーロ	FRESENIUS SE & CO KGAA	4,160	43.97	182,915.20	
	SANOFI	2,194	91.10	199,873.40	
	小計 銘柄数：2			382,788.60	
				(46,080,091)	
	組入時価比率：5.5%			5.8%	
英ポンド	ASTRAZENECA PLC	2,669	84.56	225,690.64	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	11,662	16.47	192,073.14	
	小計 銘柄数：2			417,763.78	
				(55,324,457)	
	組入時価比率：6.6%			7.0%	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	2,554	83.17	212,416.18	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	1,059	333.50	353,176.50	
	小計 銘柄数：2			565,592.68	
				(63,996,811)	
	組入時価比率：7.7%			8.1%	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	3,102	440.00	1,364,880.00	
	小計 銘柄数：1			1,364,880.00	
				(22,042,812)	
	組入時価比率：2.6%			2.8%	
合計				791,382,863	
				(769,470,113)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年6月29日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期 (2019年 6月28日現在)	第11期 (2020年 6月29日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,645,645	16,701,278
親投資信託受益証券	10,890,913	215,690,274
未収入金	-	11,110,000
流動資産合計	12,536,558	243,501,552
資産合計	12,536,558	243,501,552
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,623,598	27,378,081
未払受託者報酬	-	54
未払委託者報酬	49	701
未払利息	3	17
流動負債合計	1,623,650	27,378,853
負債合計	1,623,650	27,378,853
純資産の部		
元本等		
元本	10,913,978	216,185,973
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,070	63,274
（分配準備積立金）	39,148	255,832
元本等合計	10,912,908	216,122,699
純資産合計	10,912,908	216,122,699
負債純資産合計	12,536,558	243,501,552

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,516	3,639
営業収益合計	2,516	3,639
営業費用		
支払利息	369	2,408
受託者報酬	-	62
委託者報酬	78	876
営業費用合計	447	3,346
営業利益又は営業損失（ ）	2,963	6,985
経常利益又は経常損失（ ）	2,963	6,985
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,963	6,985
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,453	6,838
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,986	1,070
剰余金増加額又は欠損金減少額	133	196,629
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	133	196,629
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,679	258,686
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,679	258,686
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,070	63,274

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年 6月29日から2020年 6月29日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 10,913,978口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 216,185,973口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,070円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 63,274円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9999円 (10,000口当たり純資産額) (9,999円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9997円 (10,000口当たり純資産額) (9,997円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日			第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	38,287円	費用控除後の配当等収益額	A	255,745円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	370,304円	収益調整金額	C	8,293,882円
分配準備積立金額	D	861円	分配準備積立金額	D	87円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,452円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,549,714円
当ファンドの期末残存口数	F	10,913,978口	当ファンドの期末残存口数	F	216,185,973口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	375円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	395円

10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金額	$I = F \times H / 10,000$	0円	収益分配金額	$I = F \times H / 10,000$	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 2019年 6月28日現在	第11期 2020年 6月29日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2.時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
期首元本額 16,064,495円	期首元本額 10,913,978円
期中追加設定元本額 76,971,221円	期中追加設定元本額 1,049,706,083円
期中一部解約元本額 82,121,738円	期中一部解約元本額 844,434,088円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第10期 自 2018年 6月29日 至 2019年 6月28日	第11期 自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,066	42,279
合計	1,066	42,279

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年6月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年6月29日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	211,398,877	215,690,274	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:99.8%	211,398,877	215,690,274 100.0%	
	合計			215,690,274	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村世界業種別投資シリーズ(マネープール・ファンド)」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2020年 6月29日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,019,257,877
地方債証券	891,247,205
特殊債証券	802,429,542
社債券	471,775,833
未収利息	1,183,057
前払費用	1,301,811
流動資産合計	3,187,195,325
資産合計	3,187,195,325
負債の部	
流動負債	
未払解約金	11,110,000
未払利息	1,084
流動負債合計	11,111,084
負債合計	11,111,084
純資産の部	
元本等	
元本	3,113,043,477
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	63,040,764

(2020年 6月29日現在)

元本等合計	3,176,084,241
純資産合計	3,176,084,241
負債純資産合計	3,187,195,325

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2020年 6月29日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0203円
(10,000口当たり純資産額)	(10,203円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年 6月29日 至 2020年 6月29日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年 6月29日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
地方債証券、特殊債券、社債券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており	
ます。	

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年 6月29日現在	
期首	2019年 6月29日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	8,290,763,509円
同期中における追加設定元本額	1,211,863,181円
同期中における一部解約元本額	6,389,583,213円
期末元本額	3,113,043,477円
期末元本額の内訳＊	
野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）	211,398,877円
ノムラ・アジア・シリーズ（マネープール・ファンド）	104,953,778円
野村グローバルC B投信（マネープールファンド）年2回決算型	836,392円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（マネープールファンド）年2回決算型	1,861,159円
ネクストコア	2,282,012円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円

野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,834円
野村アジアＣＢ投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（円コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（資源国通貨コース）年２回決算型	984,543円
野村グローバルＣＢ投信（アジア通貨コース）年２回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年２回決算型	98,261円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年２回決算型	984,252円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	982,609円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（円コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村ＰＩＭＣＯ新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年２回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年２回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年２回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年２回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年２回決算型	983,672円
野村テンブルトン・トータル・リターン Ａコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Ｂコース	98,261円
野村テンブルトン・トータル・リターン Ｃコース	983,381円
野村テンブルトン・トータル・リターン Ｄコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,262円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	98,261円

野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年２回決算型	982,898円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年２回決算型	491,401円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（円コース）年２回決算型	982,608円
野村グローバルＲＥＩＴプレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,608円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,415円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,415円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年２回決算型	982,029円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年２回決算型	982,029円
野村カルミニャック・ファンド　Ａコース	981,547円
野村カルミニャック・ファンド　Ｂコース	981,547円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	966円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	23,859円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	27,600円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	149,947円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年２回決算型	981,451円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年２回決算型	3,114円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年２回決算型	132,547円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年２回決算型	100,946円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年２回決算型	18,851円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年２回決算型	373,897円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年２回決算型	41,054円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年２回決算型	14,308円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年２回決算型	63,772円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年２回決算型	13,741円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451円
野村エマージング債券プレミアム年２回決算型	981,451円

ノムラ THE USA Aコース	981,258円
ノムラ THE USA Bコース	981,258円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルリアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（円コース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（米ドルコース）	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（世界通貨分散コース）	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794円

野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
（年3%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
（年6%目標払出）のむラップ・ファンド（普通型）	98,001円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第10回 野村短期公社債ファンド	391,715円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	287,434,434円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	2,050,866,611円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Lプライス（適格機関投資家専用）	61,746,546円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Nプライス（適格機関投資家専用）	1,078,115円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Aコース	9,818円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Bコース	9,818円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年6月29日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年6月29日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	神奈川県 公募（5年）第66回	200,000,000	200,098,094	
		福岡県 公募平成27年度第2回	200,000,000	200,017,240	
		共同発行市場地方債 公募第90回	100,000,000	100,261,390	

	小計	共同発行市場地方債 公募第 9 2 回	190,000,000	190,798,948	
		北九州市 公募（ 5 年 ）平成 2 7 年度第 1 回	200,000,000	200,071,533	
		銘柄数：5	890,000,000	891,247,205	
		組入時価比率：28.1%		41.1%	
	合計			891,247,205	
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 1 5 回	22,000,000	22,036,784	
		日本政策金融公庫債券 政府保証第 3 2 回	120,000,000	120,056,880	
		農林債券 利付第 7 8 3 回い号	110,000,000	110,046,381	
		しんきん中金債券 利付第 3 1 3 回	190,000,000	190,208,739	
		商工債券 利付（ 3 年 ）第 2 1 1 回	200,000,000	200,026,950	
		中日本高速道路 第 6 2 回	100,000,000	100,052,608	
		西日本高速道路 第 4 4 回	60,000,000	60,001,200	
		銘柄数：7	802,000,000	802,429,542	
		組入時価比率：25.3%		37.1%	
	合計			802,429,542	
社債券	日本円	関西電力 第 4 8 2 回	100,000,000	100,084,290	
		関西電力 第 4 8 4 回	100,000,000	100,293,973	
		関西電力 第 4 8 5 回	100,000,000	100,595,033	
		東北電力 第 4 5 6 回	170,000,000	170,802,537	
	小計	銘柄数：4	470,000,000	471,775,833	
		組入時価比率：14.9%		21.8%	
	合計			471,775,833	
合計				2,165,452,580	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）

2020年7月31日現在

資産総額	2,814,844,431円
負債総額	8,975,108円
純資産総額（ - ）	2,805,869,323円
発行済口数	2,236,223,404口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2547円

野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）

2020年7月31日現在

資産総額	18,689,491,930円
負債総額	291,502,060円
純資産総額（ - ）	18,397,989,870円
発行済口数	4,565,594,117口
1口当たり純資産額（ / ）	4.0297円

野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）

2020年7月31日現在

資産総額	759,362,610円
負債総額	36,574,785円
純資産総額（ - ）	722,787,825円
発行済口数	773,673,822口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9342円

野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）

2020年7月31日現在

資産総額	968,509,276円
負債総額	25,226,195円
純資産総額（ - ）	943,283,081円
発行済口数	363,371,596口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5959円

野村世界業種別投資シリーズ（マネー・プール・ファンド）

2020年7月31日現在

資産総額	138,169,377円
負債総額	13,597,461円
純資産総額（ - ）	124,571,916円
発行済口数	124,608,097口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9997円

（参考）野村マネー マザーファンド

2020年7月31日現在

資産総額	3,083,571,210円
負債総額	696円
純資産総額（ - ）	3,083,570,514円
発行済口数	3,022,366,278口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0203円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

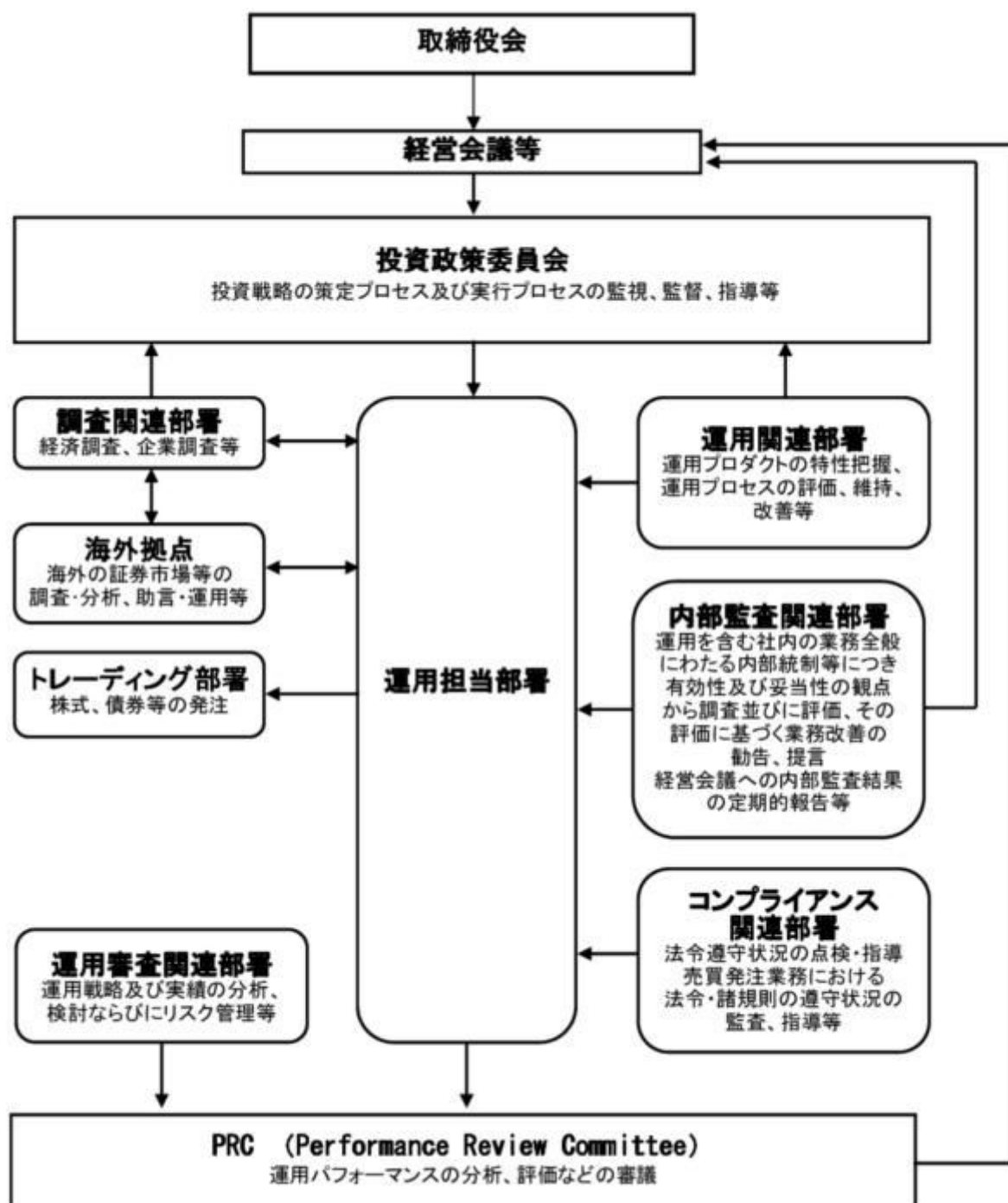
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,011	30,063,056
単位型株式投資信託	182	833,280
追加型公社債投資信託	14	5,668,377
単位型公社債投資信託	461	1,626,797
合計	1,668	38,191,510

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,562		2,626
金銭の信託			45,493		41,524
有価証券			19,900		24,399
前払費用			27		106
未収入金			500		522
未収委託者報酬			25,246		23,936
未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71
貸倒引当金			15		14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	

その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10

その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		119,196	115,736
運用受託報酬		21,440	17,170
その他営業収益		355	340
営業収益計		140,992	133,247
営業費用			
支払手数料		42,675	39,435
広告宣伝費		1,210	1,006
公告費		0	-
調査費		30,082	26,833
調査費		5,998	5,696
委託調査費		24,083	21,136
委託計算費		1,311	1,342
営業雑経費		5,435	5,823
通信費		92	75
印刷費		970	958
協会費		86	92
諸経費		4,286	4,696
営業費用計		80,715	74,440
一般管理費			
給料		11,113	11,418
役員報酬		379	109
給料・手当		7,067	7,173
賞与		3,666	4,134
交際費		107	86
旅費交通費		514	391
租税公課		1,048	1,029
不動産賃借料		1,223	1,227
退職給付費用		1,474	1,486
固定資産減価償却費		2,835	2,348
諸経費		10,115	10,067
一般管理費計		28,433	28,055
営業利益		31,843	30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826

当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5 . 消費税等の会計処理方法 6 . 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 25,650百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,980円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 23,950百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,650円

基準日 2020年3月31日

効力発生日 2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒

されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,295	評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

１株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
１株当たり純資産額	16,882円89銭	１株当たり純資産額	16,557円31銭
１株当たり当期純利益	4,984円30銭	１株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,672百万円 普通株式に係る当期純利益 25,672百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株		１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年6月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2020年6月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)	4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. (ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)	US\$37,934,529	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 2020年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から各ファンド（「マネープール・ファンド」を除く）の運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の主な資本関係は次の通りです。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)の株式の100.0%を所有しています。

委託会社は、NOMURA ASSET MANAGEMENT U.S.A. INC. (ノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インク)の株式の100.0%を所有しています。

2021年1月4日にノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクへの運用の指図に関する権限の委託を解除することを予定しています。なお、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドには、引き続き、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス(当該アドレス

をコード化した図形等も含む)も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）の2019年6月29日から2020年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界金融株投資）の2020年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）の2019年6月29日から2020年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界半導体株投資）の2020年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）の2019年6月29日から2020年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界資源株投資）の2020年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）の2019年6月29日から2020年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（世界ヘルスケア株投資）の2020年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	亀井純子
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	伊藤志保
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）の2019年6月29日から2020年6月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界業種別投資シリーズ（マネープール・ファンド）の2020年6月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。